平成十八年環境省令第一号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の全部を改正する省令を次のように定める。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百十七号）の全部を次のように改正する。

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（第一種動物取扱業の登録の申請等）

第二条　法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請は、様式第一による申請書を提出して行うものとする。

2　法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）及び第三条第六項に規定する使用人が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないこと を示す書類

三　事業所ごとに置かれる動物取扱責任者が法第十二条第一項第一号から第七号の二までに該当しないことを示す書類

四　次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）

イ　ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。）

ロ　照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）

ハ　給水設備

ニ　排水設備

ホ　洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。）

ヘ　消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。）

ト　汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

チ　動物の死体の一時保管場所

リ　餌の保管設備

ヌ　清掃設備

ル　空調設備（屋外施設を除く。）

ヲ　遮光のため又は風雨を遮るための設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。）

ワ　訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。）

3　都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　法第十条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　営業の開始年月日

二　法人にあっては、役員の氏名及び住所

三　事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

四　事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員の氏名

五　事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員

六　事業所に配置される職員の最低数

七　営業時間（特定成猫の展示を行う場合にあっては、営業時間及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。）第二条第五号イ（1）に規定する特定成猫の展示時間）

5　都道府県知事は、法第十条第一項の登録をしたときは、申請者に対し様式第二による登録証を交付しなければならない。

6　第一種動物取扱業者は、登録証を亡失し、若しくはその登録証が滅失したとき又は法第十四条第二項の規定に基づく届出をしたときは、登録を受けた都道府県知事に申請をして、登録証の再交付を受けることができる。

7　前項の規定による登録証の再交付の申請は、様式第三による申請書を提出して行うものとする。

8　登録証の交付を受けた者は、その登録証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。

9　登録証を有している者（第二号に掲げる場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる場合は、その日（登録を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して三十日を経過する日までの間に、登録証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

一　登録を取り消されたとき。

二　法第十六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三　第六項の規定により登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復したとき。

（犬猫等健康安全計画の記載事項）

第二条の二　法第十条第三項第二号の環境省令で定める事項は、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示の方法とする。

（第一種動物取扱業の登録の基準）

第三条　法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。

二　販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ及び第七号ロからヘまでに定める内容に適合していること。

三　貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第七号ハ、ニ、ト及びリに定める内容に適合していること。

四　事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。

五　事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。

イ　営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。

ロ　営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）

ハ　公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

六　事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

七　事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。

八　犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに基準省令第二条第二号に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。

2　法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。

一　飼養施設は、第二条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。

二　ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。

三　床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。

四　飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。

五　飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。
六　飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。
七　飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。
イ　耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
ロ　底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
ハ　側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
ニ　飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
ホ　動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。
八　構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。
九　犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第二条第一号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。
十　犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。）。ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。
イ　生後一年以上であること。
ロ　午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。

3　法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに基準省令第二条の基準に適合するものであること。
二　犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。
三　犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。
4　法第十二条第一項第一号の環境省令で定める者は、精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
5　法第十二条第一項第七号の二の環境省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　法第十九条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に法第十六条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
二　前号の期間内に法第十六条第一項第二号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は第一種動物取扱業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者であって、前号に規定する通知があった日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日までの間にその地位にあったもので当該届出の日から五年を経過しないもの
6　法第十二条第一項第八号及び第九号の環境省令で定める使用人は、法第十条第一項の第一種動物取扱業の登録の申請をした者の使用人であって、同条第二項第二号の事業所の業務を統括する者とする。

（第一種動物取扱業の登録の更新）
第四条　法第十三条第一項の規定による登録の更新の申請は、当該登録の有効期間が満了する日の二月前から有効期間が満了する日までの間（以下この条において「更新期間」という。）に、様式第四による申請書を提出して行うものとする。
2　二以上の第一種動物取扱業の登録を受けている者であって、当該二以上の登録のうち前項の規定により登録の更新を申請することができるもの（次項において「更新期間内登録」という。）の登録の更新を申請するものは、前項の規定にかかわらず、他の第一種動物取扱業の登録に係る更新期間前の更新の申請を同時にすることができる。
3　都道府県知事は、前項の規定により更新期間前の登録の更新の申請があった場合には、当該登録の更新をすることができる。この場合において、更新期間前に登録の更新がされた第一種動物取扱業の登録の有効期間は、更新期間内登録が更新された場合における当該更新期間内登録の有効期間の起算日から起算するものとする。
4　第二条第五項の規定は、法第十三条第二項の登録の更新について準用する。

（第一種動物取扱業の登録の変更の届出）
第五条　法第十四条第一項の届出は、法第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては様式第五による届出書を、飼養施設を設置しようとする場合にあっては様式第六による届出書を、犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては様式第六の二による届出書を提出して行うものとする。
2　前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
一　販売業者（登録を受けて販売業を営む者をいう。以下同じ。）又は貸出業者（登録を受けて貸出業を営む者をいう。以下同じ。）が法第十条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとする場合　様式第一別記により業務の実施の方法を明らかにした書類
二　飼養施設を設置しようとする場合　第二条第二項第四号に規定する書類
3　法第十四条第二項の規定による届出は、様式第七による届出書を提出して行うものとする。
4　法第十四条第二項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたとき（法第十四条第一項又は第二項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号及び次号において同じ。）から通算して、法第十条第一項の登録を受けたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
二　ケージ等、洗浄設備、消毒設備、汚物、残さ等の廃棄物の集積設備、動物の死体の一時保管場所、餌の保管設備、清掃設備、空調設備及び訓練場に係る変更であって、次に掲げる事項に係る部分の床面積が、法第十条第一項の登録を受けたときから通算して、当該設備等を備える飼養施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
イ　設備等の増設
ロ　設備等の配置の変更
三　照明設備又は遮光のため若しくは風雨を遮るための設備の増設及び配置の変更
四　第二条第二項第四号に掲げる設備等に係る変更であって、現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの
五　飼養施設の管理の方法の変更
六　営業時間の変更であって、その変更に係る部分の営業時間が、夜間に含まれないもの
5　法第十四条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　法人である場合であって、名称、住所又は代表者の氏名に変更があった場合　第二条第二項第一号に規定する書類
二　法第十条第二項第三号に掲げる事項に変更があった場合　第二条第二項第三号に規定する書類
三　法第十条第二項第六号イ又はロに掲げる事項に変更があった場合　第二条第二項第四号に規定する書類
四　法人である場合であって、役員に変更があった場合　第二条第二項第二号に規定する書類
6　都道府県知事は、法第十四条第一項及び第二項に基づく変更の届出をした者に対し、前項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

7　法第十四条第三項の届出は、様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

（第一種動物取扱業の廃業等の届出）

第六条　法第十六条第一項の届出は、様式第八による届出書を提出して行うものとする。この場合において、有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、これを添付しなければならない。

（標識の掲示）

第七条　法第十八条の標識の掲示は、様式第九により、次に掲げる事項を記載した標識を、事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。ただし、事業所以外の場所で営業をする場合にあっては、併せて、様式第十により第一号から第五号までに掲げる事項を記載した識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行うものとする。

一　第一種動物取扱業者の氏名（法人にあっては名称）

二　事業所の名称及び所在地

三　登録に係る第一種動物取扱業の種別

四　登録番号

五　登録の年月日及び有効期間の末日

六　動物取扱責任者の氏名

第八条　削除

（販売に際しての情報提供の方法等）

第八条の二　法第二十一条の四の環境省令で定める動物は、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物とする。

2　法第二十一条の四の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　品種等の名称

二　性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報

三　平均寿命その他の飼養期間に係る情報

四　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模

五　適切な給餌及び給水の方法

六　適切な運動及び休養の方法

七　主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法

八　不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）

九　前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）

十　遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容

十一　性別の判定結果

十二　生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

十三　不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）

十四　繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）

十五　所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）

十六　当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等

十七　当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）

十八　前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

（動物取扱責任者の選任）

第九条　法第二十二条第一項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

一　次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ　獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第三条の免許を取得している者であること。

ロ　愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第三条の免許を取得している者であること。

ハ　営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。

ニ　営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

二　事業所の動物取扱責任者以外のすべての職員に対し、動物取扱責任者研修において得た知識及び技術に関する指導を行う能力を有すること。

（動物取扱責任者研修）

第十条　都道府県知事又は都道府県知事から動物取扱責任者研修の全部若しくは一部の実施を委託された者は、動物取扱責任者研修を開催する場合には、あらかじめ、日時、場所等を登録している第一種動物取扱業者に通知するものとする。

2　前項の規定による開催の通知を受けた第一種動物取扱業者は、通知の内容を選任したすべての動物取扱責任者に対して遅滞なく連絡しなければならない。

3　第一種動物取扱業者は、選任したすべての動物取扱責任者に、当該登録に係る都道府県知事の開催する次に掲げる事項に関する動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。ただし、都道府県知事が別に定める場合にあっては、当該都道府県知事が指定した他の都道府県知事が開催する動物取扱責任者研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

一　動物の愛護及び管理に関する法令（条例を含む。）

二　飼養施設の管理に関する方法

三　動物の管理に関する方法

四　前三号に掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関し都道府県知事が地域の実情に応じて必要と認める事項

（動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け）

第十条の二　法第二十一条の五第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該動物の品種等の名称

二　当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地、捕獲された動物にあっては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所）

三　当該動物の生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）

四　当該動物を所有し、又は占有するに至った日

五　当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

六　当該動物の販売又は引渡しをした日

七　当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地

八　当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況

九　販売業者にあっては、当該動物の販売を行った者の氏名

十　販売業者にあっては、当該動物の販売に際しての法第二十一条の四に規定する情報提供及び基準省令第二条第七号ヘに掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一　貸出業者にあっては、当該動物に関する基準省令第二条第七号トに規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

十二　当該動物が死亡（動物販売業者等が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。次号において同じ。）した日

十三　当該動物の死亡の原因

2　前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の

個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。

3　法第二十一条の五第一項の帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。

4　前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

5　帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。

（動物販売業者等が取り扱う動物に関する届出）

第十条の三　法第二十一条の五第二項の届出は、次項の期間終了後六十日以内に、様式第十一の二による届出書を、当該届出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

2　法第二十一条の五第二項の環境省令で定める期間は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までの期間とする。

3　前項の期間は、新たに第一種動物取扱業の登録を受けた場合にあっては、登録を受けた日から登録を受けた年度の三月三十一日までの期間とする。

4　法第二十一条の五第二項第二号及び第三号の数の報告に当たっては、当該期間中の各月ごとの合計数を報告するものとする。

（犬猫等販売業者に対する検案書等の提出命令）

第十条の四　法第二十二条の六の規定による命令は、様式第十一の三による命令書を犬猫等販売業者に交付して行うものとする。

（第二種動物取扱業者の範囲等）

第十条の五　法第二十四条の二の二の飼養施設は、人の居住の用に供する部分と区分できる施設（動物（次項に規定する数を超えない場合に限る。）の飼養又は保管を、一時的に委託を受けて行う者の飼養施設を除く。）とする。

2　法第二十四条の二の二の環境省令で定める数は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一　大型動物（牛、馬、豚、ダチョウ又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類若しくは鳥類に属する動物）及び特定動物の合計数　三

二　中型動物（犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。）の合計数　十

三　前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数　五十

四　第一号及び第二号に掲げる動物の合計数　十

五　第一号から第三号までに掲げる動物の合計数　五十

3　法第二十四条の二の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合

二　警察職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合

三　自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合

四　家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

五　検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合

六　税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合

七　地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

八　地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合

九　国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十　国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十一　国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

十二　国の職員が少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二十三条、婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

（第二種動物取扱業の届出等）

第十条の六　法第二十四条の二の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2　法第二十四条の二の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

二　次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（チからルまでにあっては、これらの施設を設置している場合に限る。）

イ　ケージ等

ロ　給水設備

ハ　消毒設備

ニ　餌の保管設備

ホ　清掃設備

ヘ　遮光のため又は風雨を遮るための設備

ト　訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を行おうとする者に限る。）

チ　排水設備

リ　洗浄設備

ヌ　汚物、残さ等の廃棄物の集積設備

ル　空調設備（屋外設備を除く。）

3　都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　法第二十四条の二の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事業の開始年月日

二　飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

（第二種動物取扱業の変更の届出）

第十条の七　法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2　法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　主として取り扱う動物の種類及び数の減少であって、第十条の五第二項各号に掲げる数を下回らないもの

二　飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたとき（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三　第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であって、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

3　法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業の廃業等の届出）

第十条の八　法第二十四条の四第一項において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

第十条の九　削除

（犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け）

第十条の十　第十条の二（第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあ

っては、当該」を「当該」と、「基準省令第二条第七号ト」とあるのは「基準省令第三条第七号ロ」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごとに」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係る立入検査の身分証明書）

第十一条　法第二十四条第二項（法第二十四条の二第四項において準用する場合及び法第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の証明書の様式は、様式第十二のとおりとする。

（周辺の生活環境が損なわれている事態）

第十二条　法第二十五条第一項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの都道府県知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。

一　動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音

二　動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気

三　動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛

四　動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物

（虐待を受けるおそれがある事態）

第十二条の二　法第二十五条第四項の環境省令で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であって、当該事態を生じさせている者が、都道府県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

一　動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。

二　動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。

三　動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。

四　栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。

五　爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。

六　繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

（周辺の生活環境の保全等に係る立入検査の身分証明書）

第十二条の三　法第二十五条第六項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第十二の二のとおりとする。

（飼養又は保管の禁止の適用除外）

第十三条　法第二十五条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合

二　非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

三　警察法第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合

四　家畜防疫官が狂犬病予防法第七条、家畜伝染病予防法第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

五　検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

六　税関職員が関税法第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

七　地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

八　国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

九　国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

十　国の職員が遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合

十一　法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限る。）

十二　法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合

（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二　法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一　動物園その他これに類する施設における展示

二　試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用

三　生業の維持

四　次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る愛玩又は鑑賞

イ　動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた令和元年改正法第一条の規定による改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物

ロ　動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物

五　法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であって、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において相続人が行う当該個体の飼養又は保管

六　前各号に掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的

（許可の有効期間）

第十四条　法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

（飼養又は保管の許可の申請）

第十五条　法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

2　法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図

二　申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第三号のイからハまでに該当しないことを説明する書類

三　申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあっては、当該措置の内容ごとに次に定める書類
イ　マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）による場合　獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書
ロ　脚環による場合（鳥綱に属する動物に限る。）　当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真
四　特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類（第四項第三号の管理責任者以外に特定動物の飼養又は保管を行う者がいる場合に限る。）
五　特定飼養施設の保守点検に係る計画

3　都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　法第二十六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報
二　法人にあっては、役員の氏名及び住所
三　特定動物の管理責任者

5　都道府県知事は、法第二十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し様式第十五による許可証を交付しなければならない。

6　特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

7　前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第十六による申請書を提出して行うものとする。

8　許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。

9　許可証を有している者（第二号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人）は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日（許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
一　許可を取り消されたとき。
二　許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）、又は解散したとき。
三　第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

（飼養又は保管の廃止の届出）

第十六条　特定動物飼養者は、第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第十七により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。

2　前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。

（許可の基準）

第十七条　法第二十七条第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。
イ　特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。
ロ　申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。
ハ　イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。
二　特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不適当と認められないこと。
三　特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。
イ　譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保
ロ　殺処分（イを行うことが困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）

（変更の許可）

第十八条　法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を提出して行うものとする。

2　法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。

3　都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　法第二十八条第一項の環境省令で定める軽微な変更は、特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置の変更であって、前条第三号ロに掲げる措置から同号イに掲げる措置への変更とする。

5　第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する。

（変更の届出）

第十九条　法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　法人にあっては、役員の氏名及び住所
二　特定動物の管理責任者

2　法第二十八条第三項の届出は、様式第十九による届出書を提出して行うものとする。

（飼養又は保管の方法）

第二十条　法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
一　特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。
二　特定動物の飼養又は保管の状況を定期的に確認すること。
三　特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。
四　前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

（特定動物に係る立入検査の身分証明書）

第二十一条　法第三十三条第二項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

（犬又は猫の所有者が引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の二　法第三十五条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。
一　犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
二　引取りを繰り返し求められた場合
三　子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
四　犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
五　引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
六　あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
七　前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

（所有者の判明しない犬又は猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合）

第二十一条の三　法第三十五条第三項において読み替えて準用する同条第一項ただし書の環境省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合
二　引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

（マイクロチップの装着）

第二十一条の四　法第三十九条の二第一項のマイクロチップを装着する者は、次のいずれかに該当する者とする。

一　獣医師法第三条の免許を取得している者
二　愛玩動物看護師法第三条の免許を取得している者

2　法第三十九条の二第一項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号とする。

3　法第三十九条の二第一項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

一　犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること。
二　犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあること。

（マイクロチップ装着証明書）

第二十一条の五　法第三十九条の三第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　犬又は猫の名
二　犬又は猫の別
三　犬又は猫の品種
四　犬又は猫の毛色
五　犬又は猫の生年月日
六　犬又は猫の性別
七　前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
八　マイクロチップの装着日
九　マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては、獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第一条第一項第三号に規定する開設の場所）
十　マイクロチップを装着した施設の電話番号
十一　マイクロチップを装着した獣医師（マイクロチップの装着について指示をした獣医師がいる場合にあっては、当該獣医師を、愛玩動物看護師がマイクロチップを装着した場合にあっては、当該愛玩動物看護師に対して指示をした獣医師を含む。第三項において同じ。）の氏名

2　法第三十九条の三第二項のマイクロチップ装着証明書の様式は、様式二十二のとおりとする。

3　犬又は猫の所有者は、法第三十九条の五第一項の登録前において、マイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップを装着した獣医師に依頼して、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。

4　マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができない場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、マイクロチップ装着証明書とみなす。

（取外しの禁止）

第二十一条の六　法第三十九条の四の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。ただし、当該事由によりマイクロチップを取り外した場合、当該事由の消滅後速やかに装着するものとする。

（登録等）

第二十一条の七　法第三十九条の五第二項の登録の申請は、様式二十三による申請書を提出して行うものとする。

2　法第三十九条の五第二項第三号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請日
二　個人又は法人の別
三　登録を受けようとする者の電子メールアドレス
四　犬又は猫の名
五　犬又は猫の別
六　犬又は猫の品種
七　犬又は猫の毛色
八　犬又は猫の生年月日
九　犬又は猫の性別
十　前六号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
十一　狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条の登録年月日及び登録番号
十二　登録を受けようとする者が申請者を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
十三　登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
十四　登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
十五　登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合、第一種業種別登録番号
十六　登録を受けようとする犬又は猫の親の雌犬又は雌猫にマイクロチップが装着されている場合、当該親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号

3　法第三十九条の五第五項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の登録証明書の様式は、様式二十四のとおりとする。

4　法第三十九条の五第五項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
二　登録日
三　法第三十九条の五第八項の規定による届出、法第三十九条の六第一項の規定による変更登録又は第三十九条の八の規定による届出に必要な暗証記号（アラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限る。）
四　犬又は猫の別
五　犬又は猫の品種
六　犬又は猫の毛色
七　犬又は猫の生年月日
八　犬又は猫の性別

5　法第三十九条の五第六項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する登録証明書の再交付の申請は、様式二十五による再交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

6　法第三十九条の五第七項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める期間は、四十年とする。

7　法第三十九条の五第八項（法第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録又は変更登録を受けた犬又は猫の所在地
二　登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
三　犬又は猫の名
四　犬又は猫の毛色
五　前二号に掲げるもののほか犬又は猫の特徴となるべき事項
六　マイクロチップの識別番号
七　登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

8　法第三十九条の五第八項の規定による届出は、様式二十六による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

（変更登録）

第二十一条の八　法第三十九条の六第一項の変更登録は、様式二十七による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

（狂犬病予防法の特例）

第二十一条の九　法第三十九条の七第一項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地
二　登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
三　登録又は変更登録日
四　個人又は法人の別
五　登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
六　登録又は変更登録を受けた犬の名
七　登録又は変更登録を受けた犬の品種
八　登録又は変更登録を受けた犬の毛色
九　登録又は変更登録を受けた犬の生年月日
十　登録又は変更登録を受けた犬の性別
十一　前五号に掲げるもののほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項
十二　登録の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第四条に規定する登録年月日及び登録番号
十三　変更登録の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

十四　変更登録の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

2　法第三十九条の七第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。）並びに登録又は変更登録を受けた犬の所在地

二　登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス

三　登録事項の変更の場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第九条第二号に規定する事項

四　犬が死亡した場合にあっては、狂犬病予防法施行規則第八条第一項第二号及び第三号に規定する事項

五　登録事項の変更の場合にあっては、変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

（死亡等の届出）

第二十一条の十　法第三十九条の八の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　犬又は猫が死亡したとき。

二　第二十一条の六の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。

2　法第三十九条の八の規定による届出は、様式二十八による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

3　法第三十七条の三第一項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、法第三十九条の八第一項の規定による死亡等の届出を行うことができる。

4　法第三十九条の八の規定による届出は、法三十九条の五第八項の規定による届出とみなす。

（情報の提供）

第二十一条の十一　環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。以下この条において同じ。）は、都道府県知事に対し、法第二十三条第一項、法第二十四条第一項及び法第二十四条の二第一項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

2　環境大臣は、都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、法第三十五条第四項及び同条第五項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

3　環境大臣は、獣医療法第三条に規定する診療施設の開設の届出をした獣医師、当該届出があった診療施設で診療の業務を行う獣医師及び同法第五条第二項に規定する診療施設を管理する者に対し、法第三十六条第一項に規定する所有者に対する通報に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

4　環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第十九条に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬の登録に係る情報の提供を行うものとする。

（犬猫等販売業者以外の者によるみなし登録）

第二十一条の十二　マイクロチップが装着された犬又は猫であって、法第三十九条の五第一項の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。この場合において、当該登録は、法第三十九条の五第一項の登録とみなす。

（申請書及び届出書の提出部数）

第二十二条　法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通（第二十一条の七第一項、第五項及び第八項、第二十一条の八並びに第二十一条の十第二項の申請又は届出にあっては、正本のみ）を添えてしなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、改正法の施行の日（平成十八年六月一日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条　動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百九十号）附則第二条の規定による許可の申請及び許可については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第十五条及び第十七条の規定の例による。

（法の経過措置が適用されない場合）

第三条　改正法附則第五条第二項の環境省令で定める場合は、改正法による改正後の法第二十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更する場合とする。

（動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準の廃止）

第四条　動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準（平成十二年総理府令第七十三号）は、廃止する。

附　則　**（平成一九年四月二〇日環境省令第一一号）**

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則　**（平成二四年一月二〇日環境省令第一号）**

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条　販売業者、貸出業者又は展示業者が、午後八時から午後十時までの間に、成猫（生後一年以上の猫のことをいう。）を、当該成猫が休息ができる設備に自由に移動できる状態で展示を行う場合においては、平成二十八年五月三十一日までの間は、当該成猫については、この省令による改正後の第三条第二項第九号及び第八条第四号の規定は、適用しない。

附　則　**（平成二四年五月二一日環境省令第一三号）**

この省令は、公布の日から施行する。

附　則　**（平成二五年三月二六日環境省令第八号）**

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に法第十条の登録を受けている者のうち同条第三項の犬猫等販売業を営んでいる者にあっては、第十条の三第二項の期間は、平成二十五年度においては、平成二十五年九月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間とする。

第三条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）様式第九により掲示されている標識及び同規則様式第十により掲示されている識別章は、法第十八条の規定により掲げられた標識とみなす。

第四条　動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）附則第三条第二項の届出は、附則様式による届出書を提出して行うものとする。

第五条　この省令の施行の際旧規則の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則様式

（附則第４条関係）

附則様式（附則第４条関係）（平成○年○月○日一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

大型等販売業開始届

大型等販売業を営んでいるので、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年　月　日
4	登録番号	
5	犬又は猫の繁殖を行うかどうか	□繁殖を行う　□繁殖を行わない
6	大型等販売業開始日以前に行われた犬又は猫の繁殖の状況	(1)動物の大型等の健康及び安全を保持するための体制の整備
		(2)販売の用に供することが困難となった大型等の取扱い
		(3)動物の大型等の健康及び安全の確保に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法
7	備考	

備考
1　この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
2　この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則（平成二五年八月二八日環境省令第一九号）

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月一日）から施行する。ただし、第二条はこの省令の公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百三十二号）附則第二条第一項の届出は、附則様式による届出書を提出して行うものとする。

附則様式

（附則第２条関係）

附則様式（附則第３条関係）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

大型等販売業廃止届

大型等販売業を営んでいるので、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年　月　日
4	登録番号	
5	犬又は猫の繁殖を行うかどうか	□繁殖を行う　□繁殖を行わない
6	大型等販売業廃止日以前に行われた犬又は猫の繁殖の状況	(1)動物の大型等の健康及び安全を保持するための体制の整備
		(2)販売の用に供することが困難となった大型等の取扱い
		(3)動物の大型等の健康及び安全の確保に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法
7	備考	

備考
1　この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
2　この届出書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則（平成二六年五月三〇日環境省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年二月二〇日環境省令第三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附　則（平成二七年五月二八日環境省令第二三号）

この省令は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

附　則（平成二八年五月一七日環境省令第一〇号）

この省令は、平成二十八年六月一日から施行する。

附　則（平成二八年八月四日環境省令第二〇号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式第一別記により使用されている書類等は、この省令による改正後の様式第一別記によるものとみなす。

附　則（平成二九年一〇月三一日環境省令第二五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和元年一〇月三一日環境省令第一一号）

この省令は、令和元年十二月十四日から施行する。

附　則（令和二年二月二八日環境省令第六号）

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。ただし、第十三条、第十三条の二、第十五条及び第十七条の改正規定並びに様式第十四、様式第十八、様式第十九及び様式第二十一の改正規定は、同年三月二日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に法第十条第一項の登録を受けている者における法第二十二条第一項の動物取扱責任者の選任の要件については、この省令による改正後の第九条第一号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までは、なお従前の例による。

第三条　動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、なお従前の様式によるものとする。

附　則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年四月一日環境省令第八号）

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行日前に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の登録（法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者の当該登録に係る基準については、なお従前の例による。

第三条　有効期間の満了の日の翌日がこの省令の施行日から令和四年六月一日の前日までの間に法第十三条第一項の登録の更新の申請をした者の当該登録の更新に係る基準については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和三年四月三〇日環境省令第一一号）

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和四年四月五日環境省令第一六号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

（様式に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（準備行為）

第三条　動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）附則第五条第二項の規定による登録については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第二十一条の七の規定の例により、この省令の施行の日前においても行うことができる。

（マイクロチップの装着に関する努力義務）

第四条　この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第三十九条の五第一項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならない。

附　則（令和五年三月二四日環境省令第二号）

この省令は、令和五年六月一日から施行する。

別表（第三条第一項及び第九条第一号関係）

第一種動物取扱業の種別	実務経験があることと認められる関連種別
販売（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
販売（飼養施設を有さずに営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）
保管（飼養施設を有して営むもの）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営むものに限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）、展示及び動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）
保管（飼養施設を有さずに営むもの）	販売、保管、貸出し、訓練及び展示
貸出し	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）及び貸出し
訓練（飼養施設を有して営むもの）	訓練（飼養施設を有して営むものに限る。）
訓練（飼養施設を有さずに営むもの）	訓練
展示	展示
動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと	販売及び動物の売買をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により行うこと
動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）	販売（飼養施設を有して営むものに限る。）、保管（飼養施設を有して営む者に限る。）、貸出し、訓練（飼養施設を有して営む者に限る。）、展示及びその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）

様式第１（第２条第１項関係）

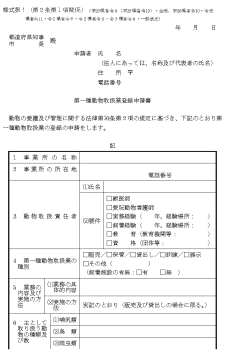

様式第１（第２条第１項関係）（第２条第１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第６９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第７９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第８９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第９９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１００項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１０９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１１９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１２９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１３９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１４９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１５９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１６９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１７９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１８９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第１９９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２００項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２０９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２１９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２２９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２３９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２４９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２５９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２６９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２７９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２８９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第２９９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３００項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３０９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３１９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３２９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３３９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３４９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３５９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３６９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３７９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３８９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第３９９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４００項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４０９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４１９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４２９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４３９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４４９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４５９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４６９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４７９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４８９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９０項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９２項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９３項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９４項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９５項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９６項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９７項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９８項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第４９９項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５００項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５０１項第１号ロ（１）に掲げる場合にあっては、第２条第５０

14 犬猫等の繁殖を行う者と子犬の販売犬猫等健康安全計画	別記３のとおり（犬猫等販売業者に限る。）
15 添付書類	□登記事項証明書／□申請者が法第３条第１項第１号から第７号の３までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第３条第３項第１号から第７号の３までに該当しないことを示す書類／□第５条第４項に規定する欠格人の届出法第７項第１号から第７号の３までに該当しないことを示す書類／□業務の概要を示す書類／□動物愛護管理法第７条第１項に規定する第一種動物取扱業者の届出書／□国の経営又は保護を行う場合は、その根拠法令／□経営権限の有無を証する書類／□業務所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権限を有することを示す書類／□収益の見込み及び世帯／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　）
16 備考	

備考

1 「３②設備」欄には，設備を備えた子具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称，資格名等）を記入すること。また，設備機器にチェックを入れた場合は，それを示す具体的な書類を添付すること。

2 「５②業務の具体的内容」欄には，申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また，販売業又は貸出業を営もうとする場合は，業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。

3 「６．主として取り扱う動物の種類及び数」欄には，事業所ごとに主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また，飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を，飼養施設を有していない場合は１日当たりの最大取扱数を当該区欄を空白とする。なお，種の分類が困難な能力動物の種類については，科名，属名等で記入すること。

4 「７①設備概要」欄には，動物の発護及び管理に関する法律施行規則第５条第２項第１号に掲げる設備等を備えている場合に，備えている設備等にチェックをすることとし，ケージ等については名称を記入すること。

5 「７②管理の方法」欄には，ケージ等の材質，構造及び転倒防止設置を記入すること。

6 「９ 職歴の有無」欄は，所有機，資格機等業務の実施に必要な業務所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「９②飼養施設」欄は，飼養施設を有する場合にチェックをすること。

7 「10 事業所以外の場所において業務等の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される業務等の説明等をする職員」欄には，説明を通じた具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称，資格名等）を記入し，必要に応じて説明資料等を添付すること。また，該当する職員が複数名該当する場合は別紙に記載して添付すること。

8 「13 事業所に配置される職員の意見数」欄には，犬又は猫の飼養管理しくは保管を行う場合は，常勤職員の数に加え，常勤職員以外の職員については，当該職員のそれぞれの勤務時間数の総数を当該事業所において飼養の職員の勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は，当該端数を切り捨てる。）を最長数に合計して記載すること。

9 「13 飼養時間」欄には，複数の時間帯に飼育を行う場合は，それぞれの時間帯の開始時刻及び終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

10 「15 添付書類」欄は，添付する書類にチェックをすること。

11 「16 備考」欄には，次に掲げる事項を記入すること。

(1) 申請する事業が，他の法令の規定により行政庁の許可，認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは，その手続の進捗状況

(2) 動物の発護及び管理に関する法律第13条第１項第１号から第７号又は第７号に掲げる者に該当し，若しくは該当した者である場合，又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消された，若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は，その旨及び他の法令は

(3) 申請の際，事業所又は飼養施設が完成していない場合は，その竣工予定日

(4) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は，事務担当者の氏名及び電話番号

12 この様式による登録の申請は，第一種動物取扱業の種別ごと，事業所ごとに行うこと。ただし，同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって，これらに係る登録を同時に申請する場合は，申請書は業種ごとに別冊で作成し，共通する添付書類については それぞれ１部提出すれば足りるものとする。

13 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは，図面等やむを得ないものを除き，日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１別記

様式第１別記（第２条第１項，第３条第１項，第５条第１項，第６条第１項，第７条第１項関係）（一般申請）

年　月　日

第一種動物取扱業の業務の方法

氏　名
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電 話 番 号
第一種動物取扱業の種別　　□販売業　□貸出業

項　目	実　施　方　法
1 販売に供する動物の生育状況	□哺乳類に属する動物について，離乳等を終えて，成体が食べる固と同様の固形を自分で食べることができるようになった動物であるか，他の動物取扱業者から譲り受けた動物であるか，他の発護及び管理に関する法律施行規則第５条第７項ただし書きに掲げる場合に該当した犬又は猫を販売？ □その他（　　）
2 販売又は貸出しをしようとする動物の況態	□飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し □その他（　　）
3 販売又は貸出しをしようとする動物の疾病対策の種類の方法	□３日間以上その況態（下痢，おう吐，目脂の異常等各所上和ふかなものに限る。）を目視によって観察し，異常及び疾病がみることが認められなかった動物を販売又は貸出し □その他（　　）
4 販売をしようとする動物の現在の状況を見せる方法及び販売に係る又は貸出動物の譲渡に係る説明等に必要な情報の開示及び確認方法	□販売の契約に当たって，あらかじめ，当該動物に係る動物の現在の状況を実施見せることとし，最初に譲渡する動物の特徴及び動物の状況，譲渡に係る説明に関する情報及び電磁的記録の提供に関する事項（法第第第

名又は名称及び所在地）
ヨ　所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
タ　当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
レ　当該動物の健及び同室子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聞取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
ソ　イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
② イ　施設等の名称
ロ　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ハ　適切な給餌及び給水の方法
ニ　適切な運動及び休養の方法
ホ　主な入と動物に伝染病菌或その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
ヘ　薬事の際とその他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
ト　他法の所定結果
チ　不在又は出勤の時間の状況（哺乳類に属する動物に限る。）
リ　当該動物のワクチンの接種状況
ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

様式第１別記２

様式第１別記２　（第２条関係）

年　月　日

大臣等健康安全計画

氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電　話　番　号
大臣等の繁殖を行うかどうか　□繁殖を行う　□繁殖を行わない

項　　目	計　画　の　内　容
１　当動の大臣等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
２　繁殖の用に供することが困難となった大臣等の処置	
３　当動の大臣等の健康及び安全の保持に配慮した飼育、保管、繁殖及び譲渡の方法	

備　考　この書類の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第２条第５項及び第４条第４項関係）

様式第２（第５条第５項及び第４条第４項関係）

番　　号

第一種動物取扱業登録証

氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所

動物の愛護及び管理に関する法律第16条第１項に基づき、上記の者を第一種動物取扱業者として登録する。

都道府県知事
市　　長　　印

登録の年月日	年　月　日
登録の更新の年月日	年　月　日
有効期間の末日	年　月　日

１　事業所の名称

２　事業所の所在地

３　登録に係る第一種動物取扱業の種別

４　動物取扱業任者の氏名

５　備　　考

備　考　この登録証の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第７条第７項関係）

様式第３（第２条第７項関係）

様式第３（第２条第７項関係）　（第５条第５項、第６条第５項、第７条第５項、第８条第５項、第９条第５項、第10条第５項、第11条第５項、第12条第５項、第13条第５項、第14条第５項、第15条第５項、第16条第５項、第17条第５項、第18条第５項、第19条第５項、第20条第５項、第21条第５項、第22条第５項、第23条第５項、第24条第５項、第25条第５項、第26条第５項、第27条第５項、第28条第５項、第29条第５項、第30条第５項、第31条第５項、第32条第５項、第33条第５項、第34条第５項、第35条第５項、第36条第５項、第37条第５項、第38条第５項、第39条第５項、第40条第５項、第41条第５項、第42条第５項、第43条第５項、第44条第５項、第45条第５項、第46条第５項、第47条第５項、第48条第５項、第49条第５項、第50条第５項、第51条第５項、第52条第５項、第53条第５項、第54条第５項、第55条第５項、第56条第５項、第57条第５項、第58条第５項、第59条第５項、第60条第５項、第61条第５項、第62条第５項、第63条第５項、第64条第５項、第65条第５項、第66条第５項、第67条第５項、第68条第５項、第69条第５項、第70条第５項、第71条第５項、第72条第５項、第73条第５項、第74条第５項、第75条第５項、第76条第５項、第77条第５項、第78条第５項、第79条第５項、第80条第５項、第81条第５項、第82条第５項、第83条第５項、第84条第５項、第85条第５項、第86条第５項、第87条第５項、第88条第５項、第89条第５項、第90条第５項、第91条第５項、第92条第５項、第93条第５項、第94条第５項、第95条第５項、第96条第５項、第97条第５項、第98条第５項、第99条第５項、第100条第５項、第101条第５項、第102条第５項、第103条第５項、第104条第５項、第105条第５項、第106条第５項、第107条第５項、第108条第５項、第109条第５項、第110条第５項、第111条第５項、第112条第５項、第113条第５項、第114条第５項、第115条第５項、第116条第５項、第117条第５項、第118条第５項、第119条第５項、第120条第５項、第121条第５項、第122条第５項、第123条第５項、第124条第５項、第125条第５項、第126条第５項、第127条第５項、第128条第５項、第129条第５項、第130条第５項、第131条第５項、第132条第５項、第133条第５項、第134条第５項、第135条第５項、第136条第５項、第137条第５項、第138条第５項、第139条第５項、第140条第５項、第141条第５項、第142条第５項、第143条第５項、第144条第５項、第145条第５項、第146条第５項、第147条第５項、第148条第５項、第149条第５項、第150条第５項、第151条第５項、第152条第５項、第153条第５項、第154条第５項、第155条第５項、第156条第５項、第157条第５項、第158条第５項、第159条第５項、第160条第５項、第161条第５項、第162条第５項、第163条第５項、第164条第５項、第165条第５項、第166条第５項、第167条第５項、第168条第５項、第169条第５項、第170条第５項、第171条第５項、第172条第５項、第173条第５項、第174条第５項、第175条第５項、第176条第５項、第177条第５項、第178条第５項、第179条第５項、第180条第５項、第181条第５項、第182条第５項、第183条第５項、第184条第５項、第185条第５項、第186条第５項、第187条第５項、第188条第５項、第189条第５項、第190条第５項、第191条第５項、第192条第５項、第193条第５項、第194条第５項、第195条第５項、第196条第５項、第197条第５項、第198条第５項、第199条第５項、第200条第５項、第201条第５項、第202条第５項、第203条第５項、第204条第５項、第205条第５項、第206条第５項、第207条第５項、第208条第５項、第209条第５項、第210条第５項、第211条第５項、第212条第５項、第213条第５項、第214条第５項、第215条第５項、第216条第５項、第217条第５項、第218条第５項、第219条第５項、第220条第５項、第221条第５項、第222条第５項、第223条第５項、第224条第５項、第225条第５項、第226条第５項、第227条第５項、第228条第５項、第229条第５項、第230条第５項、第231条第５項、第232条第５項、第233条第５項、第234条第５項、第235条第５項、第236条第５項、第237条第５項、第238条第５項、第239条第５項、第240条第５項、第241条第５項、第242条第５項、第243条第５項、第244条第５項、第245条第５項、第246条第５項、第247条第５項、第248条第５項、第249条第５項、第250条第５項、第251条第５項、第252条第５項、第253条第５項、第254条第５項、第255条第５項、第256条第５項、第257条第５項、第258条第５項、第259条第５項、第260条第５項、第261条第５項、第262条第５項、第263条第５項、第264条第５項、第265条第５項、第266条第５項、第267条第５項、第268条第５項、第269条第５項、第270条第５項、第271条第５項、第272条第５項、第273条第５項、第274条第５項、第275条第５項、第276条第５項、第277条第５項、第278条第５項、第279条第５項、第280条第５項、第281条第５項、第282条第５項、第283条第５項、第284条第５項、第285条第５項、第286条第５項、第287条第５項、第288条第５項、第289条第５項、第290条第５項、第291条第５項、第292条第５項、第293条第５項、第294条第５項、第295条第５項、第296条第５項、第297条第５項、第298条第５項、第299条第５項、第300条第５項、第301条第５項、第302条第５項、第303条第５項、第304条第５項、第305条第５項、第306条第５項、第307条第５項、第308条第５項、第309条第５項、第310条第５項、第311条第５項、第312条第５項、第313条第５項、第314条第５項、第315条第５項、第316条第５項、第317条第５項、第318条第５項、第319条第５項、第320条第５項、第321条第５項、第322条第５項、第323条第５項、第324条第５項、第325条第５項、第326条第５項、第327条第５項、第328条第５項、第329条第５項、第330条第５項、第331条第５項、第332条第５項、第333条第５項、第334条第５項、第335条第５項、第336条第５項、第337条第５項、第338条第５項、第339条第５項、第340条第５項、第341条第５項、第342条第５項、第343条第５項、第344条第５項、第345条第５項、第346条第５項、第347条第５項、第348条第５項、第349条第５項、第350条第５項、第351条第５項、第352条第５項、第353条第５項、第354条第５項、第355条第５項、第356条第５項、第357条第５項、第358条第５項、第359条第５項、第360条第５項、第361条第５項、第362条第５項、第363条第５項、第364条第５項、第365条第５項、第366条第５項、第367条第５項、第368条第５項、第369条第５項、第370条第５項、第371条第５項、第372条第５項、第373条第５項、第374条第５項、第375条第５項、第376条第５項、第377条第５項、第378条第５項、第379条第５項、第380条第５項、第381条第５項、第382条第５項、第383条第５項、第384条第５項、第385条第５項、第386条第５項、第387条第５項、第388条第５項、第389条第５項、第390条第５項、第391条第５項、第392条第５項、第393条第５項、第394条第５項、第395条第５項、第396条第５項、第397条第５項、第398条第５項、第399条第５項、第400条第５項、第401条第５項、第402条第５項、第403条第５項、第404条第５項、第405条第５項、第406条第５項、第407条第５項、第408条第５項、第409条第５項、第410条第５項、第411条第５項、第412条第５項、第413条第５項、第414条第５項、第415条第５項、第416条第５項、第417条第５項、第418条第５項、第419条第５項、第420条第５項、第421条第５項、第422条第５項、第423条第５項、第424条第５項、第425条第５項、第426条第５項、第427条第５項、第428条第５項、第429条第５項、第430条第５項、第431条第５項、第432条第５項、第433条第５項、第434条第５項、第435条第５項、第436条第５項、第437条第５項、第438条第５項、第439条第５項、第440条第５項、第441条第５項、第442条第５項、第443条第５項、第444条第５項、第445条第５項、第446条第５項、第447条第５項、第448条第５項、第449条第５項、第450条第５項、第451条第５項、第452条第５項、第453条第５項、第454条第５項、第455条第５項、第456条第５項、第457条第５項、第458条第５項、第459条第５項、第460条第５項、第461条第５項、第462条第５項、第463条第５項、第464条第５項、第465条第５項、第466条第５項、第467条第５項、第468条第５項、第469条第５項、第470条第５項、第471条第５項、第472条第５項、第473条第５項、第474条第５項、第475条第５項、第476条第５項、第477条第５項、第478条第５項、第479条第５項、第480条第５項、第481条第５項、第482条第５項、第483条第５項、第484条第５項、第485条第５項、第486条第５項、第487条第５項、第488条第５項、第489条第５項、第490条第５項、第491条第５項、第492条第５項、第493条第５項、第494条第５項、第495条第５項、第496条第５項、第497条第５項、第498条第５項、第499条第５項、第500条第５項、第501条第５項、第502条第５項、第503条第５項、第504条第５項、第505条第５項、第506条第５項、第507条第５項、第508条第５項、第509条第５項、第510条第５項、第511条第５項、第512条第５項、第513条第５項、第514条第５項、第515条第５項、第516条第５項、第517条第５項、第518条第５項、第519条第５項、第520条第５項、第521条第５項、第522条第５項、第523条第５項、第524条第５項、第525条第５項、第526条第５項、第527条第５項、第528条第５項、第529条第５項、第530条第５項、第531条第５項、第532条第５項、第533条第５項、第534条第５項、第535条第５項、第536条第５項、第537条第５項、第538条第５項、第539条第５項、第540条第５項、第541条第５項、第542条第５項、第543条第５項、第544条第５項、第545条第５項、第546条第５項、第547条第５項、第548条第５項、第549条第５項、第550条第５項、第551条第５項、第552条第５項、第553条第５項、第554条第５項、第555条第５項、第556条第５項、第557条第５項、第558条第５項、第559条第５項、第560条第５項、第561条第５項、第562条第５項、第563条第５項、第564条第５項、第565条第５項、第566条第５項、第567条第５項、第568条第５項、第569条第５項、第570条第５項、第571条第５項、第572条第５項、第573条第５項、第574条第５項、第575条第５項、第576条第５項、第577条第５項、第578条第５項、第579条第５項、第580条第５項、第581条第５項、第582条第５項、第583条第５項、第584条第５項、第585条第５項、第586条第５項、第587条第５項、第588条第５項、第589条第５項、第590条第５項、第591条第５項、第592条第５項、第593条第５項、第594条第５項、第595条第５項、第596条第５項、第597条第５項、第598条第５項、第599条第５項、第600条第５項、第601条第５項、第602条第５項、第603条第５項、第604条第５項、第605条第５項、第606条第５項、第607条第５項、第608条第５項、第609条第５項、第610条第５項、第611条第５項、第612条第５項、第613条第５項、第614条第５項、第615条第５項、第616条第５項、第617条第５項、第618条第５項、第619条第５項、第620条第５項、第621条第５項、第622条第５項、第623条第５項、第624条第５項、第625条第５項、第626条第５項、第627条第５項、第628条第５項、第629条第５項、第630条第５項、第631条第５項、第632条第５項、第633条第５項、第634条第５項、第635条第５項、第636条第５項、第637条第５項、第638条第５項、第639条第５項、第640条第５項、第641条第５項、第642条第５項、第643条第５項、第644条第５項、第645条第５項、第646条第５項、第647条第５項、第648条第５項、第649条第５項、第650条第５項、第651条第５項、第652条第５項、第653条第５項、第654条第５項、第655条第５項、第656条第５項、第657条第５項、第658条第５項、第659条第５項、第660条第５項、第661条第５項、第662条第５項、第663条第５項、第664条第５項、第665条第５項、第666条第５項、第667条第５項、第668条第５項、第669条第５項、第670条第５項、第671条第５項、第672条第５項、第673条第５項、第674条第５項、第675条第５項、第676条第５項、第677条第５項、第678条第５項、第679条第５項、第680条第５項、第681条第５項、第682条第５項、第683条第５項、第684条第５項、第685条第５項、第686条第５項、第687条第５項、第688条第５項、第689条第５項、第690条第５項、第691条第５項、第692条第５項、第693条第５項、第694条第５項、第695条第５項、第696条第５項、第697条第５項、第698条第５項、第699条第５項、第700条第５項、第701条第５項、第702条第５項、第703条第５項、第704条第５項、第705条第５項、第706条第５項、第707条第５項、第708条第５項、第709条第５項、第710条第５項、第711条第５項、第712条第５項、第713条第５項、第714条第５項、第715条第５項、第716条第５項、第717条第５項、第718条第５項、第719条第５項、第720条第５項、第721条第５項、第722条第５項、第723条第５項、第724条第５項、第725条第５項、第726条第５項、第727条第５項、第728条第５項、第729条第５項、第730条第５項、第731条第５項、第732条第５項、第733条第５項、第734条第５項、第735条第５項、第736条第５項、第737条第５項、第738条第５項、第739条第５項、第740条第５項、第741条第５項、第742条第５項、第743条第５項、第744条第５項、第745条第５項、第746条第５項、第747条第５項、第748条第５項、第749条第５項、第750条第５項、第751条第５項、第752条第５項、第753条第５項、第754条第５項、第755条第５項、第756条第５項、第757条第５項、第758条第５項、第759条第５項、第760条第５項、第761条第５項、第762条第５項、第763条第５項、第764条第５項、第765条第５項、第766条第５項、第767条第５項、第768条第５項、第769条第５項、第770条第５項、第771条第５項、第772条第５項、第773条第５項、第774条第５項、第775条第５項、第776条第５項、第777条第５項、第778条第５項、第779条第５項、第780条第５項、第781条第５項、第782条第５項、第783条第５項、第784条第５項、第785条第５項、第786条第５項、第787条第５項、第788条第５項、第789条第５項、第790条第５項、第791条第５項、第792条第５項、第793条第５項、第794条第５項、第795条第５項、第796条第５項、第797条第５項、第798条第５項、第799条第５項、第800条第５項、第801条第５項、第802条第５項、第803条第５項、第804条第５項、第805条第５項、第806条第５項、第807条第５項、第808条第５項、第809条第５項、第810条第５項、第811条第５項、第812条第５項、第813条第５項、第814条第５項、第815条第５項、第816条第５項、第817条第５項、第818条第５項、第819条第５項、第820条第５項、第821条第５項、第822条第５項、第823条第５項、第824条第５項、第825条第５項、第826条第５項、第827条第５項、第828条第５項、第829条第５項、第830条第５項、第831条第５項、第832条第５項、第833条第５項、第834条第５項、第835条第５項、第836条第５項、第837条第５項、第838条第５項、第839条第５項、第840条第５項、第841条第５項、第842条第５項、第843条第５項、第844条第５項、第845条第５項、第846条第５項、第847条第５項、第848条第５項、第849条第５項、第850条第５項、第851条第５項、第852条第５項、第853条第５項、第854条第５項、第855条第５項、第856条第５項、第857条第５項、第858条第５項、第859条第５項、第860条第５項、第861条第５項、第862条第５項、第863条第５項、第864条第５項、第865条第５項、第866条第５項、第867条第５項、第868条第５項、第869条第５項、第870条第５項、第871条第５項、第872条第５項、第873条第５項、第874条第５項、第875条第５項、第876条第５項、第877条第５項、第878条第５項、第879条第５項、第880条第５項、第881条第５項、第882条第５項、第883条第５項、第884条第５項、第885条第５項、第886条第５項、第887条第５項、第888条第５項、第889条第５項、第890条第５項、第891条第５項、第892条第５項、第893条第５項、第894条第５項、第895条第５項、第896条第５項、第897条第５項、第898条第５項、第899条第５項、第900条第５項、第901条第５項、第902条第５項、第903条第５項、第904条第５項、第905条第５項、第906条第５項、第907条第５項、第908条第５項、第909条第５項、第910条第５項、第911条第５項、第912条第５項、第913条第５項、第914条第５項、第915条第５項、第916条第５項、第917条第５項、第918条第５項、第919条第５項、第920条第５項、第921条第５項、第922条第５項、第923条第５項、第924条第５項、第925条第５項、第926条第５項、第927条第５項、第928条第５項、第929条第５項、第930条第５項、第931条第５項、第932条第５項、第933条第５項、第934条第５項、第935条第５項、第936条第５項、第937条第５項、第938条第５項、第939条第５項、第940条第５項、第941条第５項、第942条第５項、第943条第５項、第944条第５項、第945条第５項、第946条第５項、第947条第５項、第948条第５項、第949条第５項、第950条第５項、第951条第５項、第952条第５項、第953条第５項、第954条第５項、第955条第５項、第956条第５項、第957条第５項、第958条第５項、第959条第５項、第960条第５項、第961条第５項、第962条第５項、第963条第５項、第964条第５項、第965条第５項、第966条第５項、第967条第５項、第968条第５項、第969条第５項、第970条第５項、第971条第５項、第972条第５項、第973条第５項、第974条第５項、第975条第５項、第976条第５項、第977条第５項、第978条第５項、第979条第５項、第980条第５項、第981条第５項、第982条第５項、第983条第５項、第984条第５項、第985条第５項、第986条第５項、第987条第５項、第988条第５項、第989条第５項、第990条第５項、第991条第５項、第992条第５項、第993条第５項、第994条第５項、第995条第５項、第996条第５項、第997条第５項、第998条第５項、第999条第５項、第1000条第５項、第1001条第５項、第1002条第５項、第1003条第５項、第1004条第５項、第1005条第５項、第1006条第５項、第1007条第５項、第1008条第５項、第1009条第５項、第1010条第５項、第1011条第５項、第1012条第５項、第1013条第５項、第1014条第５項、第1015条第５項、第1016条第５項、第1017条第５項、第1018条第５項、第1019条第５項、第1020条第５項、第1021条第５項、第1022条第５項、第1023条第５項、第1024条第５項、第1025条第５項、第1026条第５項、第1027条第５項、第1028条第５項、第1029条第５項、第1030条第５項、第1031条第５項、第1032条第５項、第1033条第５項、第1034条第５項、第1035条第５項、第1036条第５項、第1037条第５項、第1038条第５項、第1039条第５項、第1040条第５項、第1041条第５項、第1042条第５項、第1043条第５項、第1044条第５項、第1045条第５項、第1046条第５項、第1047条第５項、第1048条第５項、第1049条第５項、第1050条第５項、第1051条第５項、第1052条第５項、第1053条第５項、第1054条第５項、第1055条第５項、第1056条第５項、第1057条第５項、第1058条第５項、第1059条第５項、第1060条第５項、第1061条第５項、第1062条第５項、第1063条第５項、第1064条第５項、第1065条第５項、第1066条第５項、第1067条第５項、第1068条第５項、第1069条第５項、第1070条第５項、第1071条第５項、第1072条第５項、第1073条第５項、第1074条第５項、第1075条第５項、第1076条第５項、第1077条第５項、第1078条第５項、第1079条第５項、第1080条第５項、第1081条第５項、第1082条第５項、第1083条第５項、第1084条第５項、第1085条第５項、第1086条第５項、第1087条第５項、第1088条第５項、第1089条第５項、第1090条第５項、第1091条第５項、第1092条第５項、第1093条第５項、第1094条第５項、第1095条第５項、第1096条第５項、第1097条第５項、第1098条第５項、第1099条第５項、第1100条第５項、第1101条第５項、第1102条第５項、第1103条第５項、第1104条第５項、第1105条第５項、第1106条第５項、第1107条第５項、第1108条第５項、第1109条第５項、第1110条第５項、第1111条第５項、第1112条第５項、第1113条第５項、第1114条第５項、第1115条第５項、第1116条第５項、第1117条第５項、第1118条第５項、第1119条第５項、第1120条第５項、第1121条第５項、第1122条第５項、第1123条第５項、第1124条第５項、第1125条第５項、第1126条第５項、第1127条第５項、第1128条第５項、第1129条第５項、第1130条第５項、第1131条第５項、第1132条第５項、第1133条第５項、第1134条第５項、第1135条第５項、第1136条第５項、第1137条第５項、第1138条第５項、第1139条第５項、第1140条第５項、第1141条第５項、第1142条第５項、第1143条第５項、第1144条第５項、第1145条第５項、第1146条第５項、第1147条第５項、第1148条第５項、第1149条第５項、第1150条第５項、第1151条第５項、第1152条第５項、第1153条第５項、第1154条第５項、第1155条第５項、第1156条第５項、第1157条第５項、第1158条第５項、第1159条第５項、第1160条第５項、第1161条第５項、第1162条第５項、第1163条第５項、第1164条第５項、第1165条第５項、第1166条第５項、第1167条第５項、第1168条第５項、第1169条第５項、第1170条第５項、第1171条第５項、第1172条第５項、第1173条第５項、第1174条第５項、第1175条第５項、第1176条第５項、第1177条第５項、第1178条第５項、第1179条第５項、第1180条第５項、第1181条第５項、第1182条第５項、第1183条第５項、第1184条第５項、第1185条第５項、第1186条第５項、第1187条第５項、第1188条第５項、第1189条第５項、第1190条第５項、第1191条第５項、第1192条第５項、第1193条第５項、第1194条第５項、第1195条第５項、第1196条第５項、第1197条第５項、第1198条第５項、第1199条第５項、第1200条第５項、第1201条第５項、第1202条第５項、第1203条第５項、第1204条第５項、第1205条第５項、第1206条第５項、第1207条第５項、第1208条第５項、第1209条第５項、第1210条第５項、第1211条第５項、第1212条第５項、第1213条第５項、第1214条第５項、第1215条第５項、第1216条第５項、第1217条第５項、第1218条第５項、第1219条第５項、第1220条第５項、第1221条第５項、第1222条第５項、第1223条第５項、第1224条第５項、第1225条第５項、第1226条第５項、第1227条第５項、第1228条第５項、第1229条第５項、第1230条第５項、第1231条第５項、第1232条第５項、第1233条第５項、第1234条第５項、第1235条第５項、第1236条第５項、第1237条第５項、第1238条第５項、第1239条第５項、第1240条第５項、第1241条第５項、第1242条第５項、第1243条第５項、第1244条第５項、第1245条第５項、第1246条第５項、第1247条第５項、第1248条第５項、第1249条第５項、第1250条第５項、第1251条第５項、第1252条第５項、第1253条第５項、第1254条第５項、第1255条第５項、第1256条第５項、第1257条第５項、第1258条第５項、第1259条第５項、第1260条第５項、第1261条第５項、第1262条第５項、第1263条第５項、第1264条第５項、第1265条第５項、第1266条第５項、第1267条第５項、第1268条第５項、第1269条第５項、第1270条第５項、第1271条第５項、第1272条第５項、第1273条第５項、第1274条第５項、第1275条第５項、第1276条第５項、第1277条第５項、第1278条第５項、第1279条第５項、第1280条第５項、第1281条第５項、第1282条第５項、第1283条第５項、第1284条第５項、第1285条第５項、第1286条第５項、第1287条第５項、第1288条第５項、第1289条第５項、第1290条第５項、第1291条第５項、第1292条第５項、第1293条第５項、第1294条第５項、第1295条第５項、第1296条第５項、第1297条第５項、第1298条第５項、第1299条第５項、第1300条第５項、第1301条第５項、第1302条第５項、第1303条第５項、第1304条第５項、第1305条第５項、第1306条第５項、第1307条第５項、第1308条第５項、第1309条第５項、第1310条第５項、第1311条第５項、第1312条第５項、第1313条第５項、第1314条第５項、第1315条第５項、第1316条第５項、第1317条第５項、第1318条第５項、第1319条第５項、第1320条第５項、第1321条第５項、第1322条第５項、第1323条第５項、第1324条第５項、第1325条第５項、第1326条第５項、第1327条第５項、第1328条第５項、第1329条第５項、第1330条第５項、第1331条第５項、第1332条第５項、第1333条第５項、第1334条第５項、第1335条第５項、第1336条第５項、第1337条第５項、第1338条第５項、第1339条第５項、第1340条第５項、第1341条第５項、第1342条第５項、第1343条第５項、第1344条第５項、第1345条第５項、第1346条第５項、第1347条第５項、第1348条第５項、第1349条第５項、第1350条第５項、第1351条第５項、第1352条第５項、第1353条第５項、第1354条第５項、第1355条第５項、第1356条第５項、第1357条第５項、第1358条第５項、第1359条第５項、第1360条第５項、第1361条第５項、第1362条第５項、第1363条第５項、第1364条第５項、第1365条第５項、第1366条第５項、第1367条第５項、第1368条第５項、第1369条第５項、第1370条第５項、第1371条第５項、第1372条第５項、第1373条第５項、第1374条第５項、第1375条第５項、第1376条第５項、第1377条第５項、第1378条第５項、第1379条第５項、第1380条第５項、第1381条第５項、第1382条第５項、第1383条第５項、第1384条第５項、第1385条第５項、第1386条第５項、第1387条第５項、第1388条第５項、第1389条第５項、第1390条第５項、第1391条第５項、第1392条第５項、第1393条第５項、第1394条第５項、第1395条第５項、第1396条第５項、第1397条第５項、第1398条第５項、第1399条第５項、第1400条第５項、第1401条第５項、第1402条第５項、第1403条第５項、第1404条第５項、第1405条第５項、第1406条第５項、第1407条第５項、第1408条第５項、第1409条第５項、第1410条第５項、第1411条第５項、第1412条第５項、第1413条第５項、第1414条第５項、第1415条第５項、第1416条第５項、第1417条第５項、第1418条第５項、第1419条第５項、第1420条第５項、第1421条第５項、第1422条第５項、第1423条第５項、第1424条第５項、第1425条第５項、第1426条第５項、第1427条第５項、第1428条第５項、第1429条第５項、第1430条第５項、第1431条第５項、第1432条第５項、第1433条第５項、第1434条第５項、第1435条第５項、第1436条第５項、第1437条第５項、第1438条第５項、第1439条第５項、第1440条第５項、第1441条第５項、第1442条第５項、第1443条第５項、第1444条第５項、第1445条第５項、第1446条第５項、第1447条第５項、第1448条第５項、第1449条第５項、第1450条第５項、第1451条第５項、第1452条第５項、第1453条第５項、第1454条第５項、第1455条第５項、第1456条第５項、第1457条第５項、第1458条第５項、第1459条第５項、第1460条第５項、第1461条第５項、第1462条第５項、第1463条第５項、第1464条第５項、第1465条第５項、第1466条第５項、第1467条第５項、第1468条第５項、第1469条第５項、第1470条第５項、第1471条第５項、第1472条第５項、第1473条第５項、第1474条第５項、第1475条第５項、第1476条第５項、第1477条第５項、第1478条第５項、第1479条第５項、第1480条第５項、第1481条第５項、第1482条第５項、第1483条第５項、第1484条第５項、第1485条第５項、第1486条第５項、第1487条第５項、第1488条第５項、第1489条第５項、第1490条第５項、第1491条第５項、第1492条第５項、第1493条第５項、第1494条第５項、第1495条第５項、第1496条第５項、第1497条第５項、第1498条第５項、第1499条第５項、第1500条第５項、第1501条第５項、第1502条第５項、第1503条第５項、第1504条第５項、第1505条第５項、第1506条第５項、第1507条第５項、第1508条第５項、第1509条第５項、第1510条第５項、第1511条第５項、第1512条第５項、第1513条第５項、第1514条第５項、第1515条第５項、第1516条第５項、第1517条第５項、第1518条第５項、第1519条第５項、第1520条第５項、第1521条第５項、第1522条第５項、第1523条第５項、第1524条第５項、第1525条第５項、第1526条第５項、第1527条第５項、第1528条第５項、第1529条第５項、第1530条第５項、第1531条第５項、第1532条第５項、第1533条第５項、第1534条第５項、第1535条第５項、第1536条第５項、第1537条第５項、第1538条第５項、第1539条第５項、第1540条第５項、第1541条第５項、第1542条第５項、第1543条第５項、第1544条第５項、第1545条第５項、第1546条第５項、第1547条第５項、第1548条第５項、第1549条第５項、第1550条第５項、第1551条第５項、第1552条第５項、第1553条第５項、第1554条第５項、第1555条第５項、第1556条第５項、第1557条第５項、第1558条第５項、第1559条第５項、第1560条第５項、第1561条第５項、第1562条第５項、第1563条第５項、第1564条第５項、第1565条第５項、第1566条第５項、第1567条第５項、第1568条第５項、第1569条第５項、第1570条第５項、第1571条第５項、第1572条第５項、第1573条第５項、第1574条第５項、第1575条第５項、第1576条第５項、第1577条第５項、第1578条第５項、第1579条第５項、第1580条第５項、第1581条第５項、第1582条第５項、第1583条第５項、第1584条第５項、第1585条第５項、第1586条第５項、第1587条第５項、第1588条第５項、第1589条第５項、第1590条第５項、第1591条第５項、第1592条第５項、第1593条第５項、第1594条第５項、第1595条第５項、第1596条第５項、第1597条第５項、第1598条第５項、第1599条第５項、第1600条第５項、第1601条第５項、第1602条第５項、第1603条第５項、第1604条第５項、第1605条第５項、第1606条第５項、第1607条第５項、第1608条第５項、第1609条第５項、第1610条第５項、第1611条第５項、第1612条第５項、第1613条第５項、第1614条第５項、第1615条第５項、第1616条第５項、第1617条第５項、第1618条第５項、第1619条第５項、第1620条第５項、第1621条第５項、第1622条第５項、第1623条第５項、第1624条第５項、第1625条第５項、第1626条第５項、第1627条第５項、第1628条第５項、第1629条第５項、第1630条第５項、第1631条第５項、第1632条第５項、第1633条第５項、第1634条第５項、第1635条第５項、第1636条第５項、第1637条第５項、第1638条第５項、第1639条第５項、第1640条第５項、第1641条第５項、第1642条第５項、第1643条第５項、第1644条第５項、第1645条第５項、第1646条第５項、第1647条第５項、第1648条第５項、第1649条第５項、第1650条第５項、第1651条第５項、第1652条第５項、第1653条第５項、第1654条第５項、第1655条第５項、第1656条第５項、第1657条第５項、第1658条第５項、第1659条第５項、第1660条第５項、第1661条第５項、第1662条第５項、第1663条第５項、第1664条第５項、第1665条第５項、第1666条第５項、第1667条第５項、第1668条第５項、第1669条第５項、第1670条第５項、第1671条第５項、第1672条第５項、第1673条第５項、第1674条第５項、第1675条第５項、第1676条第５項、第1677条第５項、第1678条第５項、第1679条第５項、第1680条第５項、第1681条第５項、第1682条第５項、第1683条第５項、第1684条第５項、第1685条第５項、第1686条第５項、第1687条第５項、第1688条第５項、第1689条第５項、第1690条第５項、第1691条第５項、第1692条第５項、第1693条第５項、第1694条第５項、第1695条第５項、第1696条第５項、第1697条第５項、第1698条第５項、第1699条第５項、第1700条第５項、第1701条第５項、第1702条第５項、第1703条第５項、第1704条第５項、第1705条第５項、第1706条第５項、第1707条第５項、第1708条第５項、第1709条第５項、第1710条第５項、第1711条第５項、第1712条第５項、第1713条第５項、第1714条第５項、第1715条第５項、第1716条第５項、第1717条第５項、第1718条第５項、第1719条第５項、第1720条第５項、第1721条第５項、第1722条第５項、第1723条第５項、第1724条第５項、第1725条第５項、第1726条第５項、第1727条第５項、第1728条第５項、第1729条第５項、第1730条第５項、第1731条第５項、第1732条第５項、第1733条第５項、第1734条第５項、第1735条第５項、第1736条第５項、第1737条第５項、第1738条第５項、第1739条第５項、第1740条第５項、第1741条第５項、第1742条第５項、第1743条第５項、第1744条第５項、第1745条第５項、第1746条第５項、第1747条第５項、第1748条第５項、第1749条第５項、第1750条第５項、第1751条第５項、第1752条第５項、第1753条第５項、第1754条第５項、第1755条第５項、第1756条第５項、第1757条第５項、第1758条第５項、第1759条第５項、第1760条第５項、第1761条第５項、第1762条第５項、第1763条第５項、第1764条第５項、第1765条第５項、第1766条第５項、第1767条第５項、第1768条第５項、第1769条第５項、第1770条第５項、第1771条第５項、第1772条第５項、第1773条第５項、第1774条第５項、第1775条第５項、第1776条第５項、第1777条第５項、第1778条第５項、第1779条第５項、第1780条第５項、第1781条第５項、第1782条第５項、第1783条第５項、第1784条第５項、第1785条第５項、第1786条第５項、第1787条第５項、第1788条第５項、第1789条第５項、第1790条第５項、第1791条第５項、第1792条第５項、第1793条第５項、第1794条第５項、第1795条第５項、第1796条第５項、第1797条第５項、第1798条第５項、第1799条第５項、第1800条第５項、第1801条第５項、第1802条第５項、第1803条第５項、第1804条第５項、第1805条第５項、第1806条第５項、第1807条第５項、第1808条第５項、第1809条第５項、第1810条第５項、第1811条第５項、第1812条第５項、第1813条第５項、第1814条第５項、第1815条第５項、第1816条第５項、第1817条第５項、第1818条第５項、第1819条第５項、第1820条第５項、第1821条第５項、第1822条第５項、第1823条第５項、第1824条第５項、第1825条第５項、第1826条第５項、第1827条第５項、第1828条第５項、第1829条第５項、第1830条第５項、第1831条第５項、第1832条第５項、第1833条第５項、第1834条第５項、第1835条第５項、第1836条第５項、第1837条第５項、第1838条第５項、第1839条第５項、第1840条第５項、第1841条第５項、第1842条第５項、第1843条第５項、第1844条第５項、第1845条第５項、第1846条第５項、第1847条第５項、第1848条第５項、第1849条第５項、第1850条第５項、第1851条第５項、第1852条第５項、第1853条第５項、第1854条第５項、第1855条第５項、第1856条第５項、第1857条第５項、第1858条第５項、第1859条第５項、第1860条第５項、第1861条第５項、第1862条第５項、第1863条第５項、第1864条第５項、第1865条第５項、第1866条第５項、第1867条第５項、第1868条第５項、第1869条第５項、第1870条第５項、第1871条第５項、第1872条第５項、第1873条第５項、第1874条第５項、第1875条第５項、第1876条第５項、第1877条第５項、第1878条第５項、第1879条第５項、第1880条第５項、第1881条第５項、第1882条第５項、第1883条第５項、第1884条第５項、第1885条第５項、第1886条第５項、第1887条第５項、第1888条第５項、第1889条第５項、第1890条第５項、第1891条第５項、第1892条第５項、第1893条第５項、第1894条第５項、第1895条第５項、第1896条第５項、第1897条第５項、第1898条第５項、第1899条第５項、第1900条第５項、第1901条第５項、第1902条第５項、第1903条第５項、第1904条第５項、第1905条第５項、第1906条第５項、第1907条第５項、第1908条第５項、第1909条第５項、第1910条第５項、第1911条第５項、第1912条第５項、第1913条第５項、第1914条第５項、第1915条第５項、第1916条第５項、第1917条第５項、第1918条第５項、第1919条第５項、第1920条第５項、第1921条第５項、第1922条第５項、第1923条第５項、第1924条第５項、第1925条第５項、第1926条第５項、第1927条第５項、第1928条第５項、第1929条第５項、第1930条第５項、第1931条第５項、第1932条第５項、第1933条第５項、第1934条第５項、第1935条第５項、第1936条第５項、第1937条第５項、第1938条第５項、第1939条第５項、第1940条第５項、第1941条第５項、第1942条第５項、第1943条第５項、第1944条第５項、第1945条第５項、第1946条第５項、第1947条第５項、第1948条第５項、第1949条第５項、第1950条第５項、第1951条第５項、第1952条第５項、第1953条第５項、第1954条第５項、第1955条第５項、第1956条第５項、第1957条第５項、第1958条第５項、第1959条第５項、第1960条第５項、第1961条第５項、第1962条第５項、第1963条第５項、第1964条第５項、第1965条第５項、第1966条第５項、第1967条第５項、第1968条第５項、第1969条第５項、第1970条第５項、第1971条第５項、第1972条第５項、第1973条第５項、第1974条第５項、第1975条第５項、第1976条第５項、第1977条第５項、第1978条第５項、第1979条第５項、第1980条第５項、第1981条第５項、第1982条第５項、第1983条第５項、第1984条第５項、第1985条第５項、第1986条

の変更に該当する場合は、「6　再交付を申請する理由」欄に出該第出日を記入すること。
2　この申請に係る事務所出身が申請者と異なる場合は、「7　備考」欄に事務所出身の氏名及び電話番号を記入すること。
3　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

様式第４（第４条第１項関係）

様式第４（第４条第１項関係）（第２号様式中の（対応機種等の）・（当時、対応機種等の）中文構番号に）・中文構番号・（中文構番号２・中文構番号３・中文構番号４・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

申請者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第２項において準用する同法第10条第２項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1　事業所の名称		
2　事業所の所在地		電話番号
3　動物取扱責任者	(1)氏名	
	(2)資格	□獣医師 □愛玩動物看護師 □実務経験（　年、経験場所：　） □経験経験（　年、経験場所：　） □教　育（教育機関等：　） □資　格（団体等：　）
4　第一種動物取扱業の種別		□販売／□保管／□貸出し／□展示／その他（　） （経験経験の有無：□有　□無）
5　業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容	
	(2)実施の方法	様式第１別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）
6　主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類	
	(2)鳥　類	
	(3)爬虫類	
7　施設の概要（販売を主とする場合）	(1)所　在　地	
	(2)構造及び規模	①建築構造	□木造／□木造モルタル造／□鉄骨鉄筋コンクリート造／□鉄筋コンクリート造／□コンクリートブロック造 □その他（　）
		②延床面積	㎡
		③敷地面積	㎡
	(3)付属設備	①床　面	
		②壁　面	
		③設備の種類	□ケージ等（　個） □飼育容器／□給水設備／□排水設備／□洗浄設備／□消毒設備／□消臭色の除菌設備／□動物の充分な採光管理用／□観の保管設備／□保温設備／□空調設備／□防疏設備／□破光等の設置／□非常時
	(4)管理の方法	
8　営業の開始年月日		年　月　日 （これまでの総業年数：　年）
9　権原の有無	(1)事業所	□有　□無
	(2)飼養施設	□有　□無
10　事業所以外の場所において展覧事項の説明等をする施設（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名	
	(2)要件	□実務経験（　年、経験場所：　） □教　育（教育機関等：　） □資　格（団体等：　）
11　事業所ごとに配置される展覧事項の説明等をする職員	(1)氏名	
	(2)要件	□実務経験（　年、経験場所：　） □教　育（教育機関等：　） □資　格（団体等：　）
12　事業所に配置される職員の最低数		
13　営業時間等		時から　時までの間（うち検定試験の開示時間　～　）
14　犬猫等の販売を行う者及び犬猫等販売業者に係る犬猫等健康安全計画		様式第１別記２のとおり（犬猫等販売業者に限る。）
15　添付書類		□登記事項証明書／□申請者が法第13条第１項第１号から第７号のうまでに該当しないことを示す書類／□動物取扱業届出書が法第13条第１項第１号から第７号のうまでに該当しないことを示す書類／□第３条第６項に規定する使用人が法第13条第１項第１号から第７号のうまでに該当しないことを示す書類／□営業の実施の方法／□設備概要の平面図／□アーム等の設置を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図／□事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／□収集の方法及び処方／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　）
16　登録番号及び登録年月日		年　月　日
17　備　考		

備　考
1　「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び教育コースの名称、資格名等）を記入すること。また、経験経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
2　「5(1)業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営むことする場合は、業務の実施の方法について様式第１別記により明らかにした書類を添付すること。
3　「6　主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所ごとにて取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに教え飼養等数を、飼養施設を有していない場合は１日当たりの最大取扱数を当該書きに記入すること。なお、種の分類が困難な哺虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
4　「7(2)施設の概要」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第２条第３項第４号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の説

出欄にチェックをすることとし、ケージ等については その数を記入すること。

5 「7 ⑤管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。

6 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9 ⑤飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。

7 「10 事業所以外の場所において動物事業の数時等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される動物事業の数時等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて就業証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名該当する場合は別紙に記載して添付すること。

8 「13 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれが動物取扱責任者の指数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。

9 「15 授乳時期等」欄には、複数の母犬に第2の授乳を行う場合は、それぞれの母犬に第2の授乳開始時期及び授乳終了時期のうち最も早い時期から最も遅い時期までの時間を記入すること。

10 「15 添付書類」欄に、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第3項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。

11 「17 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項第2号から、第4号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当したことがある場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消された、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号

12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごとに、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は兼用ごとに別葉で作成し、共通する添付書類については それぞれ1通提出すれば足りるものとする。

13 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第5条第1項関係）

様式第5（第5条第1項関係）（第10項第2号ニ・ホ関、第20項第2号ヘ・ホ及び第22号ヌ・ホ及び第23号ヌ・ホ関関）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

届出者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

業務内容・実施方法変更届出書

第一種動物取扱業の業務の内容及び実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称		
2 事業所の所在地		
3 登録年月日		年　月　日
4 登録番号		
5 第一種動物取扱業の種別		□販売、□保管　□貸出し　□訓練　□展示　□その他（　　）
6 変更内容	①変更前	
	②変更後	
7 変更予定年月日		年　月　日
8 変更理由		
9 備考		

備考

1 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を明らかにした書類を添付すること。

2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

3 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第5条第1項関係）

様式第6（第5条第1項関係）（令2項第号ヌ・ホ及び第22号ヌ・ホ及び第23号ヌ・ホ関関）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

届出者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

飼養施設変更届出書

飼養施設を設置するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称			
2 事業所の所在地			
3 登録年月日			年　月　日
4 登録番号			
5 ①所在地			
飼養施設	②構造及び規模	①建築構造	□木造／□木造モルタル造／□鉄骨鉄筋コンクリート造／□鉄筋コンクリート造／□コンクリートブロック造／□その他（　　）
		②延床面積	㎡
		③敷地面積	㎡
		④付属室 床面積	
		⑤設備の種類	□γ－ゴ等／（　　）㎡ □照明設備／□給水設備／□排水設備／□換気設備／□冷暖房／□消毒設備／□飼養物の清掃設備／□動物の洗浄又は一時保管場所／□屋外の飼養設備／□獣医設備／□設置設備／□運搬車／□放飼場
	③管理の方法		
6 権原の有無			□有　　□無
7 飼養保管開始年月日			年　月　日

8 添付書類等	□事業所及び敷地図の上地及び建物について権原の取得に関する証明文書（□売買契約書 □賃貸借契約書 □使用貸借契約書 □その他 ） □敷地図の平面図（□ケージ等の設置を予定箇所・公道図（点対以国の敷地又は民間等を行う場合に限る。）／□関係施設の付近の見取図 □その他（ ））
9 備考	

備考

1 「5 (3)(5)設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第3条第3項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等については付その数を記入すること。

2 「6 権原の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に必要な設置しようとする飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。

3 「8 添付書類等」欄には、添付する書類にチェックをすること。

4 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

5 この届出書の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A４とすること。

様式第６の２（第５条第１項関係）

様式第６の２（第５条第１項関係）（やむを得ない一部訂正）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

大臣等販売業開始届出書

大臣等販売業を開始するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 設置年月日	年　月　日
4 設置番号	
5 大臣等の繁殖を行うかどうか	□繁殖を行う　□繁殖を行わない
6 大臣等の繁殖の方法 (1)動物の大臣等の健康及び安全を確保するための体制の整備	
(2)動物の虐待の防止に関する大臣等の取扱い	
(3)動物の大臣等の健康及び安全の確保に配慮した設備、器具、繁殖の方法	
7 業開始予定年月日	年　月　日
8 備考	

備考

1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

2 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

様式第７（第５条第３項関係）

様式第７（第５条第３項関係）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名 事業所の名称・所在地 動物取扱責任者の氏名 主として取り扱う動物の種類及び数 飼養施設の所在地・構造及び規模 現場の氏名・住所 事業所ごとに配置される事業所の説明等をする職員 事業所ごとに配置される動物取扱責任者を除く職員 事業所に配置される職員の総数 営業時間 大臣等健康安全計画	を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第２項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録年月日	年　月　日
2 登録番号	
3 第一種動物取扱業の種類	□販売　□保管　□貸出し　□調教　□展示 □その他（　　）
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変更年月日	年　月　日
6 変更理由	
7 添付書類	□飼養施設図面／□役員が法第12条第1項第1号から第7号の2まで に該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第1項第8号から第11号までに該当しないことを示す書類／□第1種動物取扱業者が法第12条第4項の規定で規定する公益法人の場合は第3項第3号から第7号までに該当しないことを示す書類／□関係施設の平面図／□ケージ等の種類及び平面図・立面図（点対以国の敷地又は民間等を行う場合に限る。）／□関係施設の付近の見取図 □その他（　　）
8 備考	

備考

1 「7 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。

2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

3 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A４とすること。

様式第７の２（第５条第７項関係）

様式第７の２（第５条第７項関係）（やむを得ない一部訂正）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏　名
住　所　〒
電話番号

大臣等販売業廃止届出書

大臣等販売業を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第３項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 設置年月日	年　月　日
4 設置番号	
5 第一種動物取扱業者の氏名又は名称	
6 廃止した年月日	年　月　日
7 備考	

備考

1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

2 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

3 第一種動物取扱業を廃止した場合には、廃業等届出書を提出すること。

様式第８（第６条関係）

様式第８（第６条関係）（平25規則第９号・令２規則第９号・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏　名
住　所　〒
電話番号

廃　業　等　届　出　書

（第一種動物取扱業者が死亡
法人が合併により消滅
法人が破産手続開始の決定により解散
法人が上記以外の理由により解散
第一種動物取扱業を廃止
したので、動物の保護及び管理に関する法律第10条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業所の名称	
２　事業所の所在地	
３　登録年月日	年　月　日
４　登録番号	
５　第一種動物取扱業者の氏名又は名称	
６　廃業等年月日	年　月　日
７　備　　考	

備　考
１　この届出に係る事務処理者が届出者と異なる場合は、「７　備考」欄に事務処理者の氏名及び電話番号を記入すること。
２　有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、当該登録証を添付すること。
３　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第９（第７条関係）

様式第９（第７条関係）（平25規則第９号・令２規則第９号・一部改正）

第一種動物取扱業者標識	
①　氏名又は名称	
②　事業所の名称	
③　事業所の所在地	
④　第一種動物取扱業の種別	
⑤　登録番号	
⑥　登録年月日	年　月　日
⑦　有効期間の末日	年　月　日
⑧　動物取扱責任者	

備　考　この標識の大きさは、日本産業規格Ａ４以上とすること。

様式第１０（第７条ただし書関係）

様式第10（第７条ただし書関係）（平25規則第９号・令２規則第９号・一部改正）

第一種動物取扱業者識別票	
氏名又は名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	
第一種動物取扱業の種別	
登録番号	
登録年月日	年　月　日
有効期間の末日	年　月　日

備　考　この識別票の大きさは、日本産業規格Ａ７以上とすること。

様式第１１　削除
様式第１１の２（第１０条の３第１項関係）

様式第11の２（第10条の３第１項関係）（平25規則第９号・追加、令２規則第９号・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

動物取扱業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第25条の５第３項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　事業所の名称							
２　事業所の所在地							
３　登録年月日	年　月　日						
４　登録番号							
５　届出日に所有していた動物の合計数	犬：　　頭、猫：　　頭、その他哺乳類：　　頭、鳥類：　　羽、爬虫類：　　頭						
６　年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数		４月	５月	６月	７月	８月	９月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	１月	２月	３月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						

7．年間中に販売若しくは譲渡された動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
8．年間中に死亡の事実が出た動物の月ごとの合計数		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
9．年度末に所有していた動物の合計数	犬：　　頭、猫：　　頭、 その他哺乳類：　　頭、 鳥類：　　羽、爬虫類：　　頭						

10．犬猫以外の動物に含まれる品種等	
11．備　　考	

備　考

1　年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6からもまでについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。

2　令和3年4月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和3年度に係る報告については、5については令和3年4月1日時点の頭数、6からもまでについては令和3年4月以降の月ごとの合計数を記載すること。

3　この様式に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

4　この様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11の3（第10条の4関係）

様式第11の3（第10条の4関係）（平27.3.31環境省令6・令2.3.31環境省令7・一部改正）

年　　月　　日

（犬猫等販売業者名）　殿

都道府県知事・市長名

検査事等届出命令

動物の愛護及び管理に関する法律第35条の6に基づき、以下の事柄の届出を命じます。

届出事柄：指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬及び猫の検査書又は死亡診断書（ただし、指定期間内に所有する犬又は猫に死亡の事実が発生した場合に限り、獣医師による診断中に死亡した犬及び猫を除く。）

指定期間：　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

提出期日：　　年　　月　　日

提出場所：

様式第11の4（第10条の6第1項関係）

様式第11の4（第10条の6第1項関係）（平27.3.31環境省令6・平27.3.31環境省令8・令2.3.31環境省令7・令3.3.31環境省令6・一部改正）

年　　月　　日

都道府県知事
市　　長　殿

申請者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所
電話番号

第二種動物取扱業届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第35条の3の3の規定に基づき、下記のとおり第二種動物取扱業を届け出ます。

記

1．飼養施設の所在地			電話番号
2．第二種動物取扱業の種別			□譲渡し／□保管／□貸出し／□訓練／□展示 □その他（　　）
3．動物の飼養及び管理の方法		①業務の具体的内容	
		②管理の方法	別記のとおり（譲渡し及び貸出しの場合に限る。）
4．主として取り扱う動物の種類及び数		①哺乳類	
		②鳥　類	
		③爬虫類	
5．飼養施設の概要	①建築構造		□木造／□木造モルタル造／□鉄骨鉄筋コンクリート造／□鉄筋コンクリート造／□ブロック造 □その他（　　）
	②延床面積		㎡
	③敷地面積		㎡
	④占有面積	床　面　積	
		壁　面　積	
	⑤設備の種類		□ケージ等（　　個） □給水設備／□排泄設備／□飼育管理設備／□保管設備／□運搬用設備／□展示設備／□訓練施設／□排水設備／□洗浄設備／□廃棄物の処理設備／□空調設備

⑵管理の方法	
6 事業所に配置される職員の員数	
7 事業の開始年月日	年　月　日 （これまでの事業年数：　　年）
8 飼養施設の種類の有無	□有　□無
9 添付書類	□登記事項証明書／□施設の実施の方法／□飼養施設の平面図／□ケージ等の規格を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／□飼養施設の付近の見取図／ □その他（　　）
10 備考	

備考

1 「3(3)実施の具体的内容」欄には、届出に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、譲渡業又は貸出業を行おうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。

2 「4 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業者ごとに取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、動物の種類ごとに最大飼養保管数を記入すること。なお、種の分類が困難な処分等等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。

3 「5(3)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第30条の4第2項第2号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等については その数を記入すること。

4 「5(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。

5 「6 事業所に配置される職員の員数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の他に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を整数に合計して記載すること。

6 「8 飼養施設の種類の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に係る飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。

7 「9 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。

8 「10 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1) 届出に係る事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

(2) 届出の際、飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日

(3) この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号

9 この届出書は、その写しも合わせて3部提出すること。

10 この様式による届出は、第二種動物取扱業の種別ごと、飼養施設ごとに行うこと。ただし、同一の飼養施設において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る届出を同時にする場合は、届出書は業種ごとに別表で作成し、共通する添付書類については1部提出されたものとする。

11 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A４とすること。

様式第１１の４別記

様式第11の4別記（第20条第2項・第30、第31条第2項・第3項関係）

年　月　日

第二種動物取扱業の実施の方法

氏　　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住　　所　〒

電 話 番 号

第二種動物取扱業の種別　　□譲渡業　□貸出業

項　目	実　施　方　法
1 譲渡しようとする動物の特徴及び取扱に関する情報の提供の方法	□譲渡しに当たっては、あらかじめ、譲渡により譲渡される動物の特徴及び取扱に関する情報を記した飼養施設の構造及び設備、適正な飼育及び管理の方法、適切な運動及び休養の方法及び健康の管理その他公衆衛生の観点から必要な措置による提供の内容を譲渡先に対して説明 □その他（　　）
2 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	□譲渡しに当たって、飼養・保管されている間に動物に対して治療、ワクチンの接種等を行った場合には、動物の名称、これを治療した年月日、種類、ワクチンの接種等の保証証書を顧客に交付 □譲渡しに当たって、当該動物を譲渡した者から受け取った証明書、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これを顧客に交付 □その他（　　）
3 貸出をしようとする動物の特徴及び取扱に関する情報の提供の方法	□貸出しに当たっては、あらかじめ、貸出しをしようとする動物の特徴及び取扱に関する情報を記した飼養施設の構造及び設備、適正な飼育及び管理の方法、適切な運動及び休養の方法及び健康の管理その他公衆衛生の観点から必要な措置による提供の内容に関する情報を説明 □その他（　　）
備　考	

備考

1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。

2 譲渡業の場合は１及び２を、貸出業の場合は３を記入すること。

3 この書類の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１１の５（第１０条の７第１項関係）

様式第11の5（第10条の7第1項関係）（第20条第2項・第30、第31条第2項・第3項・第32条第2項・第3項・第33条第2項・第3項・第34条第2項・第3項・第35条第2項・第3項・第36条第2項・第3項・第37条第2項・第3項・第38条第2項・第3項・第39条第2項・第3項・第40条第2項・第3項・第41条第2項・第3項・第42条第2項・第3項・第43条第2項・第3項・第44条第2項・第3項・第45条第2項・第3項・第46条第2項・第3項・第47条第2項・第3項・第48条第2項・第3項・第49条第2項・第3項・第50条第2項・第3項・第51条第2項・第3項・第52条第2項・第3項・第53条第2項・第3項・第54条第2項・第3項・第55条第2項・第3項・第56条第2項・第3項・第57条第2項・第3項・第58条第2項・第3項・第59条第2項・第3項・第60条第2項・第3項・第61条第2項・第3項・第62条第2項・第3項・第63条第2項・第3項・第64条第2項・第3項・第65条第2項・第3項・第66条第2項・第3項・第67条第2項・第3項・第68条第2項・第3項・第69条第2項・第3項・第70条第2項・第3項・第71条第2項・第3項・第72条第2項・第3項・第73条第2項・第3項・第74条第2項・第3項・第75条第2項・第3項・第76条第2項・第3項・第77条第2項・第3項・第78条第2項・第3項・第79条第2項・第3項・第80条第2項・第3項・第81条第2項・第3項・第82条第2項・第3項・第83条第2項・第3項・第84条第2項・第3項・第85条第2項・第3項・第86条第2項・第3項・第87条第2項・第3項・第88条第2項・第3項・第89条第2項・第3項・第90条第2項・第3項・第91条第2項・第3項・第92条第2項・第3項・第93条第2項・第3項・第94条第2項・第3項・第95条第2項・第3項・第96条第2項・第3項・第97条第2項・第3項・第98条第2項・第3項・第99条第2項・第3項・第100条第2項・第3項・第101条第2項・第3項・第102条第2項・第3項・第103条第2項・第3項・第104条第2項・第3項・第105条第2項・第3項・第106条第2項・第3項・第107条第2項・第3項・第108条第2項・第3項・第109条第2項・第3項・第110条第2項・第3項・第111条第2項・第3項・第112条第2項・第3項・第113条第2項・第3項・第114条第2項・第3項・第115条第2項・第3項・第116条第2項・第3項・第117条第2項・第3項・第118条第2項・第3項・第119条第2項・第3項・第120条第2項・第3項・第121条第2項・第3項・第122条第2項・第3項・第123条第2項・第3項・第124条第2項・第3項・第125条第2項・第3項・第126条第2項・第3項・第127条第2項・第3項・第128条第2項・第3項・第129条第2項・第3項・第130条第2項・第3項・第131条第2項・第3項・第132条第2項・第3項・第133条第2項・第3項・第134条第2項・第3項・第135条第2項・第3項・第136条第2項・第3項・第137条第2項・第3項・第138条第2項・第3項・第139条第2項・第3項・第140条第2項・第3項・第141条第2項・第3項・第142条第2項・第3項・第143条第2項・第3項・第144条第2項・第3項・第145条第2項・第3項・第146条第2項・第3項・第147条第2項・第3項・第148条第2項・第3項・第149条第2項・第3項・第150条第2項・第3項・第151条第2項・第3項・第152条第2項・第3項・第153条第2項・第3項・第154条第2項・第3項・第155条第2項・第3項・第156条第2項・第3項・第157条第2項・第3項・第158条第2項・第3項・第159条第2項・第3項・第160条第2項・第3項・第161条第2項・第3項・第162条第2項・第3項・第163条第2項・第3項・第164条第2項・第3項・第165条第2項・第3項・第166条第2項・第3項・第167条第2項・第3項・第168条第2項・第3項・第169条第2項・第3項・第170条第2項・第3項・第171条第2項・第3項・第172条第2項・第3項・第173条第2項・第3項・第174条第2項・第3項・第175条第2項・第3項・第176条第2項・第3項・第177条第2項・第3項・第178条第2項・第3項・第179条第2項・第3項・第180条第2項・第3項・第181条第2項・第3項・第182条第2項・第3項・第183条第2項・第3項・第184条第2項・第3項・第185条第2項・第3項・第186条第2項・第3項・第187条第2項・第3項・第188条第2項・第3項・第189条第2項・第3項・第190条第2項・第3項・第191条第2項・第3項・第192条第2項・第3項・第193条第2項・第3項・第194条第2項・第3項・第195条第2項・第3項・第196条第2項・第3項・第197条第2項・第3項・第198条第2項・第3項・第199条第2項・第3項・第200条第2項・第3項・第201条第2項・第3項・第202条第2項・第3項・第203条第2項・第3項・第204条第2項・第3項・第205条第2項・第3項・第206条第2項・第3項・第207条第2項・第3項・第208条第2項・第3項・第209条第2項・第3項・第210条第2項・第3項・第211条第2項・第3項・第212条第2項・第3項・第213条第2項・第3項・第214条第2項・第3項・第215条第2項・第3項・第216条第2項・第3項・第217条第2項・第3項・第218条第2項・第3項・第219条第2項・第3項・第220条第2項・第3項・第221条第2項・第3項・第222条第2項・第3項・第223条第2項・第3項・第224条第2項・第3項・第225条第2項・第3項・第226条第2項・第3項・第227条第2項・第3項・第228条第2項・第3項・第229条第2項・第3項・第230条第2項・第3項・第231条第2項・第3項・第232条第2項・第3項・第233条第2項・第3項・第234条第2項・第3項・第235条第2項・第3項・第236条第2項・第3項・第237条第2項・第3項・第238条第2項・第3項・第239条第2項・第3項・第240条第2項・第3項・第241条第2項・第3項・第242条第2項・第3項・第243条第2項・第3項・第244条第2項・第3項・第245条第2項・第3項・第246条第2項・第3項・第247条第2項・第3項・第248条第2項・第3項・第249条第2項・第3項・第250条第2項・第3項・第251条第2項・第3項・第252条第2項・第3項・第253条第2項・第3項・第254条第2項・第3項・第255条第2項・第3項・第256条第2項・第3項・第257条第2項・第3項・第258条第2項・第3項・第259条第2項・第3項・第260条第2項・第3項・第261条第2項・第3項・第262条第2項・第3項・第263条第2項・第3項・第264条第2項・第3項・第265条第2項・第3項・第266条第2項・第3項・第267条第2項・第3項・第268条第2項・第3項・第269条第2項・第3項・第270条第2項・第3項・第271条第2項・第3項・第272条第2項・第3項・第273条第2項・第3項・第274条第2項・第3項・第275条第2項・第3項・第276条第2項・第3項・第277条第2項・第3項・第278条第2項・第3項・第279条第2項・第3項・第280条第2項・第3項・第281条第2項・第3項・第282条第2項・第3項・第283条第2項・第3項・第284条第2項・第3項・第285条第2項・第3項・第286条第2項・第3項・第287条第2項・第3項・第288条第2項・第3項・第289条第2項・第3項・第290条第2項・第3項・第291条第2項・第3項・第292条第2項・第3項・第293条第2項・第3項・第294条第2項・第3項・第295条第2項・第3項・第296条第2項・第3項・第297条第2項・第3項・第298条第2項・第3項・第299条第2項・第3項・第300条第2項・第3項・第301条第2項・第3項・第302条第2項・第3項・第303条第2項・第3項・第304条第2項・第3項・第305条第2項・第3項・第306条第2項・第3項・第307条第2項・第3項・第308条第2項・第3項・第309条第2項・第3項・第310条第2項・第3項・第311条第2項・第3項・第312条第2項・第3項・第313条第2項・第3項・第314条第2項・第3項・第315条第2項・第3項・第316条第2項・第3項・第317条第2項・第3項・第318条第2項・第3項・第319条第2項・第3項・第320条第2項・第3項・第321条第2項・第3項・第322条第2項・第3項・第323条第2項・第3項・第324条第2項・第3項・第325条第2項・第3項・第326条第2項・第3項・第327条第2項・第3項・第328条第2項・第3項・第329条第2項・第3項・第330条第2項・第3項・第331条第2項・第3項・第332条第2項・第3項・第333条第2項・第3項・第334条第2項・第3項・第335条第2項・第3項・第336条第2項・第3項・第337条第2項・第3項・第338条第2項・第3項・第339条第2項・第3項・第340条第2項・第3項・第341条第2項・第3項・第342条第2項・第3項・第343条第2項・第3項・第344条第2項・第3項・第345条第2項・第3項・第346条第2項・第3項・第347条第2項・第3項・第348条第2項・第3項・第349条第2項・第3項・第350条第2項・第3項・第351条第2項・第3項・第352条第2項・第3項・第353条第2項・第3項・第354条第2項・第3項・第355条第2項・第3項・第356条第2項・第3項・第357条第2項・第3項・第358条第2項・第3項・第359条第2項・第3項・第360条第2項・第3項・第361条第2項・第3項・第362条第2項・第3項・第363条第2項・第3項・第364条第2項・第3項・第365条第2項・第3項・第366条第2項・第3項・第367条第2項・第3項・第368条第2項・第3項・第369条第2項・第3項・第370条第2項・第3項・第371条第2項・第3項・第372条第2項・第3項・第373条第2項・第3項・第374条第2項・第3項・第375条第2項・第3項・第376条第2項・第3項・第377条第2項・第3項・第378条第2項・第3項・第379条第2項・第3項・第380条第2項・第3項・第381条第2項・第3項・第382条第2項・第3項・第383条第2項・第3項・第384条第2項・第3項・第385条第2項・第3項・第386条第2項・第3項・第387条第2項・第3項・第388条第2項・第3項・第389条第2項・第3項・第390条第2項・第3項・第391条第2項・第3項・第392条第2項・第3項・第393条第2項・第3項・第394条第2項・第3項・第395条第2項・第3項・第396条第2項・第3項・第397条第2項・第3項・第398条第2項・第3項・第399条第2項・第3項・第400条第2項・第3項・第401条第2項・第3項・第402条第2項・第3項・第403条第2項・第3項・第404条第2項・第3項・第405条第2項・第3項・第406条第2項・第3項・第407条第2項・第3項・第408条第2項・第3項・第409条第2項・第3項・第410条第2項・第3項・第411条第2項・第3項・第412条第2項・第3項・第413条第2項・第3項・第414条第2項・第3項・第415条第2項・第3項・第416条第2項・第3項・第417条第2項・第3項・第418条第2項・第3項・第419条第2項・第3項・第420条第2項・第3項・第421条第2項・第3項・第422条第2項・第3項・第423条第2項・第3項・第424条第2項・第3項・第425条第2項・第3項・第426条第2項・第3項・第427条第2項・第3項・第428条第2項・第3項・第429条第2項・第3項・第430条第2項・第3項・第431条第2項・第3項・第432条第2項・第3項・第433条第2項・第3項・第434条第2項・第3項・第435条第2項・第3項・第436条第2項・第3項・第437条第2項・第3項・第438条第2項・第3項・第439条第2項・第3項・第440条第2項・第3項・第441条第2項・第3項・第442条第2項・第3項・第443条第2項・第3項・第444条第2項・第3項・第445条第2項・第3項・第446条第2項・第3項・第447条第2項・第3項・第448条第2項・第3項・第449条第2項・第3項・第450条第2項・第3項・第451条第2項・第3項・第452条第2項・第3項・第453条第2項・第3項・第454条第2項・第3項・第455条第2項・第3項・第456条第2項・第3項・第457条第2項・第3項・第458条第2項・第3項・第459条第2項・第3項・第460条第2項・第3項・第461条第2項・第3項・第462条第2項・第3項・第463条第2項・第3項・第464条第2項・第3項・第465条第2項・第3項・第466条第2項・第3項・第467条第2項・第3項・第468条第2項・第3項・第469条第2項・第3項・第470条第2項・第3項・第471条第2項・第3項・第472条第2項・第3項・第473条第2項・第3項・第474条第2項・第3項・第475条第2項・第3項・第476条第2項・第3項・第477条第2項・第3項・第478条第2項・第3項・第479条第2項・第3項・第480条第2項・第3項・第481条第2項・第3項・第482条第2項・第3項・第483条第2項・第3項・第484条第2項・第3項・第485条第2項・第3項・第486条第2項・第3項・第487条第2項・第3項・第488条第2項・第3項・第489条第2項・第3項・第490条第2項・第3項・第491条第2項・第3項・第492条第2項・第3項・第493条第2項・第3項・第494条第2項・第3項・第495条第2項・第3項・第496条第2項・第3項・第497条第2項・第3項・第498条第2項・第3項・第499条第2項・第3項・第500条第2項・第3項・第501条第2項・第3項・第502条第2項・第3項・第503条第2項・第3項・第504条第2項・第3項・第505条第2項・第3項・第506条第2項・第3項・第507条第2項・第3項・第508条第2項・第3項・第509条第2項・第3項・第510条第2項・第3項・第511条第2項・第3項・第512条第2項・第3項・第513条第2項・第3項・第514条第2項・第3項・第515条第2項・第3項・第516条第2項・第3項・第517条第2項・第3項・第518条第2項・第3項・第519条第2項・第3項・第520条第2項・第3項・第521条第2項・第3項・第522条第2項・第3項・第523条第2項・第3項・第524条第2項・第3項・第525条第2項・第3項・第526条第2項・第3項・第527条第2項・第3項・第528条第2項・第3項・第529条第2項・第3項・第530条第2項・第3項・第531条第2項・第3項・第532条第2項・第3項・第533条第2項・第3項・第534条第2項・第3項・第535条第2項・第3項・第536条第2項・第3項・第537条第2項・第3項・第538条第2項・第3項・第539条第2項・第3項・第540条第2項・第3項・第541条第2項・第3項・第542条第2項・第3項・第543条第2項・第3項・第544条第2項・第3項・第545条第2項・第3項・第546条第2項・第3項・第547条第2項・第3項・第548条第2項・第3項・第549条第2項・第3項・第550条第2項・第3項・第551条第2項・第3項・第552条第2項・第3項・第553条第2項・第3項・第554条第2項・第3項・第555条第2項・第3項・第556条第2項・第3項・第557条第2項・第3項・第558条第2項・第3項・第559条第2項・第3項・第560条第2項・第3項・第561条第2項・第3項・第562条第2項・第3項・第563条第2項・第3項・第564条第2項・第3項・第565条第2項・第3項・第566条第2項・第3項・第567条第2項・第3項・第568条第2項・第3項・第569条第2項・第3項・第570条第2項・第3項・第571条第2項・第3項・第572条第2項・第3項・第573条第2項・第3項・第574条第2項・第3項・第575条第2項・第3項・第576条第2項・第3項・第577条第2項・第3項・第578条第2項・第3項・第579条第2項・第3項・第580条第2項・第3項・第581条第2項・第3項・第582条第2項・第3項・第583条第2項・第3項・第584条第2項・第3項・第585条第2項・第3項・第586条第2項・第3項・第587条第2項・第3項・第588条第2項・第3項・第589条第2項・第3項・第590条第2項・第3項・第591条第2項・第3項・第592条第2項・第3項・第593条第2項・第3項・第594条第2項・第3項・第595条第2項・第3項・第596条第2項・第3項・第597条第2項・第3項・第598条第2項・第3項・第599条第2項・第3項・第600条第2項・第3項・第601条第2項・第3項・第602条第2項・第3項・第603条第2項・第3項・第604条第2項・第3項・第605条第2項・第3項・第606条第2項・第3項・第607条第2項・第3項・第608条第2項・第3項・第609条第2項・第3項・第610条第2項・第3項・第611条第2項・第3項・第612条第2項・第3項・第613条第2項・第3項・第614条第2項・第3項・第615条第2項・第3項・第616条第2項・第3項・第617条第2項・第3項・第618条第2項・第3項・第619条第2項・第3項・第620条第2項・第3項・第621条第2項・第3項・第622条第2項・第3項・第623条第2項・第3項・第624条第2項・第3項・第625条第2項・第3項・第626条第2項・第3項・第627条第2項・第3項・第628条第2項・第3項・第629条第2項・第3項・第630条第2項・第3項・第631条第2項・第3項・第632条第2項・第3項・第633条第2項・第3項・第634条第2項・第3項・第635条第2項・第3項・第636条第2項・第3項・第637条第2項・第3項・第638条第2項・第3項・第639条第2項・第3項・第640条第2項・第3項・第641条第2項・第3項・第642条第2項・第3項・第643条第2項・第3項・第644条第2項・第3項・第645条第2項・第3項・第646条第2項・第3項・第647条第2項・第3項・第648条第2項・第3項・第649条第2項・第3項・第650条第2項・第3項・第651条第2項・第3項・第652条第2項・第3項・第653条第2項・第3項・第654条第2項・第3項・第655条第2項・第3項・第656条第2項・第3項・第657条第2項・第3項・第658条第2項・第3項・第659条第2項・第3項・第660条第2項・第3項・第661条第2項・第3項・第662条第2項・第3項・第663条第2項・第3項・第664条第2項・第3項・第665条第2項・第3項・第666条第2項・第3項・第667条第2項・第3項・第668条第2項・第3項・第669条第2項・第3項・第670条第2項・第3項・第671条第2項・第3項・第672条第2項・第3項・第673条第2項・第3項・第674条第2項・第3項・第675条第2項・第3項・第676条第2項・第3項・第677条第2項・第3項・第678条第2項・第3項・第679条第2項・第3項・第680条第2項・第3項・第681条第2項・第3項・第682条第2項・第3項・第683条第2項・第3項・第684条第2項・第3項・第685条第2項・第3項・第686条第2項・第3項・第687条第2項・第3項・第688条第2項・第3項・第689条第2項・第3項・第690条第2項・第3項・第691条第2項・第3項・第692条第2項・第3項・第693条第2項・第3項・第694条第2項・第3項・第695条第2項・第3項・第696条第2項・第3項・第697条第2項・第3項・第698条第2項・第3項・第699条第2項・第3項・第700条第2項・第3項・第701条第2項・第3項・第702条第2項・第3項・第703条第2項・第3項・第704条第2項・第3項・第705条第2項・第3項・第706条第2項・第3項・第707条第2項・第3項・第708条第2項・第3項・第709条第2項・第3項・第710条第2項・第3項・第711条第2項・第3項・第712条第2項・第3項・第713条第2項・第3項・第714条第2項・第3項・第715条第2項・第3項・第716条第2項・第3項・第717条第2項・第3項・第718条第2項・第3項・第719条第2項・第3項・第720条第2項・第3項・第721条第2項・第3項・第722条第2項・第3項・第723条第2項・第3項・第724条第2項・第3項・第725条第2項・第3項・第726条第2項・第3項・第727条第2項・第3項・第728条第2項・第3項・第729条第2項・第3項・第730条第2項・第3項・第731条第2項・第3項・第732条第2項・第3項・第733条第2項・第3項・第734条第2項・第3項・第735条第2項・第3項・第736条第2項・第3項・第737条第2項・第3項・第738条第2項・第3項・第739条第2項・第3項・第740条第2項・第3項・第741条第2項・第3項・第742条第2項・第3項・第743条第2項・第3項・第744条第2項・第3項・第745条第2項・第3項・第746条第2項・第3項・第747条第2項・第3項・第748条第2項・第3項・第749条第2項・第3項・第750条第2項・第3項・第751条第2項・第3項・第752条第2項・第3項・第753条第2項・第3項・第754条第2項・第3項・第755条第2項・第3項・第756条第2項・第3項・第757条第2項・第3項・第758条第2項・第3項・第759条第2項・第3項・第760条第2項・第3項・第761条第2項・第3項・第762条第2項・第3項・第763条第2項・第3項・第764条第2項・第3項・第765条第2項・第3項・第766条第2項・第3項・第767条第2項・第3項・第768条第2項・第3項・第769条第2項・第3項・第770条第2項・第3項・第771条第2項・第3項・第772条第2項・第3項・第773条第2項・第3項・第774条第2項・第3項・第775条第2項・第3項・第776条第2項・第3項・第777条第2項・第3項・第778条第2項・第3項・第779条第2項・第3項・第780条第2項・第3項・第781条第2項・第3項・第782条第2項・第3項・第783条第2項・第3項・第784条第2項・第3項・第785条第2項・第3項・第786条第2項・第3項・第787条第2項・第3項・第788条第2項・第3項・第789条第2項・第3項・第790条第2項・第3項・第791条第2項・第3項・第792条第2項・第3項・第793条第2項・第3項・第794条第2項・第3項・第795条第2項・第3項・第796条第2項・第3項・第797条第2項・第3項・第798条第2項・第3項・第799条第2項・第3項・第800条第2項・第3項・第801条第2項・第3項・第802条第2項・第3項・第803条第2項・第3項・第804条第2項・第3項・第805条第2項・第3項・第806条第2項・第3項・第807条第2項・第3項・第808条第2項・第3項・第809条第2項・第3項・第810条第2項・第3項・第811条第2項・第3項・第812条第2項・第3項・第813条第2項・第3項・第814条第2項・第3項・第815条第2項・第3項・第816条第2項・第3項・第817条第2項・第3項・第818条第2項・第3項・第819条第2項・第3項・第820条第2項・第3項・第821条第2項・第3項・第822条第2項・第3項・第823条第2項・第3項・第824条第2項・第3項・第825条第2項・第3項・第826条第2項・第3項・第827条第2項・第3項・第828条第2項・第3項・第829条第2項・第3項・第830条第2項・第3項・第831条第2項・第3項・第832条第2項・第3項・第833条第2項・第3項・第834条第2項・第3項・第835条第2項・第3項・第836条第2項・第3項・第837条第2項・第3項・第838条第2項・第3項・第839条第2項・第3項・第840条第2項・第3項・第841条第2項・第3項・第842条第2項・第3項・第843条第2項・第3項・第844条第2項・第3項・第845条第2項・第3項・第846条第2項・第3項・第847条第2項・第3項・第848条第2項・第3項・第849条第2項・第3項・第850条第2項・第3項・第851条第2項・第3項・第852条第2項・第3項・第853条第2項・第3項・第854条第2項・第3項・第855条第2項・第3項・第856条第2項・第3項・第857条第2項・第3項・第858条第2項・第3項・第859条第2項・第3項・第860条第2項・第3項・第861条第2項・第3項・第862条第2項・第3項・第863条第2項・第3項・第864条第2項・第3項・第865条第2項・第3項・第866条第2項・第3項・第867条第2項・第3項・第868条第2項・第3項・第869条第2項・第3項・第870条第2項・第3項・第871条第2項・第3項・第872条第2項・第3項・第873条第2項・第3項・第874条第2項・第3項・第875条第2項・第3項・第876条第2項・第3項・第877条第2項・第3項・第878条第2項・第3項・第879条第2項・第3項・第880条第2項・第3項・第881条第2項・第3項・第882条第2項・第3項・第883条第2項・第3項・第884条第2項・第3項・第885条第2項・第3項・第886条第2項・第3項・第887条第2項・第3項・第888条第2項・第3項・第889条第2項・第3項・第890条第2項・第3項・第891条第2項・第3項・第892条第2項・第3項・第893条第2項・第3項・第894条第2項・第3項・第895条第2項・第3項・第896条第2項・第3項・第897条第2項・第3項・第898条第2項・第3項・第899条第2項・第3項・第900条第2項・第3項・第901条第2項・第3項・第902条第2項・第3項・第903条第2項・第3項・第904条第2項・第3項・第905条第2項・第3項・第906条第2項・第3項・第907条第2項・第3項・第908条第2項・第3項・第909条第2項・第3項・第910条第2項・第3項・第911条第2項・第3項・第912条第2項・第3項・第913条第2項・第3項・第914条第2項・第3項・第915条第2項・第3項・第916条第2項・第3項・第917条第2項・第3項・第918条第2項・第3項・第919条第2項・第3項・第920条第2項・第3項・第921条第2項・第3項・第922条第2項・第3項・第923条第2項・第3項・第924条第2項・第3項・第925条第2項・第3項・第926条第2項・第3項・第927条第2項・第3項・第928条第2項・第3項・第929条第2項・第3項・第930条第2項・第3項・第931条第2項・第3項・第932条第2項・第3項・第933条第2項・第3項・第934条第2項・第3項・第935条第2項・第3項・第936条第2項・第3項・第937条第2項・第3項・第938条第2項・第3項・第939条第2項・第3項・第940条第2項・第3項・第941条第2項・第3項・第942条第2項・第3項・第943条第2項・第3項・第944条第2項・第3項・第945条第2項・第3項・第946条第2項・第3項・第947条第2項・第3項・第948条第2項・第3項・第949条第2項・第3項・第950条第2項・第3項・第951条第2項・第3項・第952条第2項・第3項・第953条第2項・第3項・第954条第2項・第3項・第955条第2項・第3項・第956条第2項・第3項・第957条第2項・第3項・第958条第2項・第3項・第959条第2項・第3項・第960条第2項・第3項・第961条第2項・第3項・第962条第2項・第3項・第963条第2項・第3項・第964条第2項・第3項・第965条第2項・第3項・第966条第2項・第3項・第967条第2項・第3項・第968条第2項・第3項・第969条第2項・第3項・第970条第2項・第3項・第971条第2項・第3項・第972条第2項・第3項・第973条第2項・第3項・第974条第2項・第3項・第975条第2項・第3項・第976条第2項・第3項・第977条第2項・第3項・第978条第2項・第3項・第979条第2項・第3項・第980条第2項・第3項・第981条第2項・第3項・第982条第2項・第3項・第983条第2項・第3項・第984条第2項・第3項・第985条第2項・第3項・第986条第2項・第3項・第987条第2項・第3項・第988条第2項・第3項・第989条第2項・第3項・第990条第2項・第3項・第991条第2項・第3項・第992条第2項・第3項・第993条第2項・第3項・第994条第2項・第3項・第995条第2項・第3項・第996条第2項・第3項・第997条第2項・第3項・第998条第2項・第3項・第999条第2項・第3項・第1000条第2項・第3項・第1001条第2項・第3項・第1002条第2項・第3項・第1003条第2項・第3項・第1004条第2項・第3項・第1005条第2項・第3項・第1006条第2項・第3項・第1007条第2項・第3項・第1008条第2項・第3項・第1009条第2項・第3項・第1010条第2項・第3項・第1011条第2項・第3項・第1012条第2項・第3項・第1013条第2項・第3項・第1014条第2項・第3項・第1015条第2項・第3項・第1016条第2項・第3項・第1017条第2項・第3項・第1018条第2項・第3項・第1019条第2項・第3項・第1020条第2項・第3項・第1021条第2項・第3項・第1022条第2項・第3項・第1023条第2項・第3項・第1024条第2項・第3項・第1025条第2項・第3項・第1026条第2項・第3項・第1027条第2項・第3項・第1028条第2項・第3項・第1029条第2項・第3項・第1030条第2項・第3項・第1031条第2項・第3項・第1032条第2項・第3項・第1033条第2項・第3項・第1034条第2項・第3項・第1035条第2項・第3項・第1036条第2項・第3項・第1037条第2項・第3項・第1038条第2項・第3項・第1039条第2項・第3項・第1040条第2項・第3項・第1041条第2項・第3項・第1042条第2項・第3項・第1043条第2項・第3項・第1044条第2項・第3項・第1045条第2項・第3項・第1046条第2項・第3項・第1047条第2項・第3項・第1048条第2項・第3項・第1049条第2項・第3項・第1050条第2項・第3項・第1051条第2項・第3項・第1052条第2項・第3項・第1053条第2項・第3項・第1054条第2項・第3項・第1055条第2項・第3項・第1056条第2項・第3項・第1057条第2項・第3項・第1058条第2項・第3項・第1059条第2項・第3項・第1060条第2項・第3項・第1061条第2項・第3項・第1062条第2項・第3項・第1063条第2項・第3項・第1064条第2項・第3項・第1065条第2項・第3項・第1066条第2項・第3項・第1067条第2項・第3項・第1068条第2項・第3項・第1069条第2項・第3項・第1070条第2項・第3項・第1071条第2項・第3項・第1072条第2項・第3項・第1073条第2項・第3項・第1074条第2項・第3項・第1075条第2項・第3項・第1076条第2項・第3項・第1077条第2項・第3項・第1078条第2項・第3項・第1079条第2項・第3項・第1080条第2項・第3項・第1081条第2項・第3項・第1082条第2項・第3項・第1083条第2項・第3項・第1084条第2項・第3項・第1085条第2項・第3項・第1086条第2項・第3項・第1087条第2項・第3項・第1088条第2項・第3項・第1089条第2項・第3項・第1090条第2項・第3項・第1091条第2項・第3項・第1092条第2項・第3項・第1093条第2項・第3項・第1094条第2項・第3項・第1095条第2項・第3項・第1096条第2項・第3項・第1097条第2項・第3項・第1098条第2項・第3項・第1099条第2項・第3項・第1100条第2項・第3項・第1101条第2項・第3項・第1102条第2項・第3項・第1103条第2項・第3項・第1104条第2項・第3項・第1105条第2項・第3項・第1106条第2項・第3項・第1107条第2項・第3項・第1108条第2項・第3項・第1109条第2項・第3項・第1110条第2項・第3項・第1111条第2項・第3項・第1112条第2項・第3項・第1113条第2項・第3項・第1114条第2項・第3項・第1115条第2項・第3項・第1116条第2項・第3項・第1117条第2項・第3項・第1118条第2項・第3項・第1119条第2項・第3項・第1120条第2項・第3項・第1121条第2項・第3項・第1122条第2項・第3項・第1123条第2項・第3項・第1124条第2項・第3項・第1125条第2項・第3項・第1126条第2項・第3項・第1127条第2項・第3項・第1128条第2項・第3項・第1129条第2項・第3項・第1130条第2項・第3項・第1131条第2項・第3項・第1132条第2項・第3項・第1133条第2項・第3項・第1134条第2項・第3項・第1135条第2項・第3項・第1136条第2項・第3項・第1137条第2項・第3項・第1138条第2項・第3項・第1139条第2項・第3項・第1140条第2項・第3項・第1141条第2項・第3項・第1142条第2項・第3項・第1143条第2項・第3項・第1144条第2項・第3項・第1145条第2項・第3項・第1146条第2項・第3項・第1147条第2項・第3項・第1148条第2項・第3項・第1149条第2項・第3項・第1150条第2項・第3項・第1151条第2項・第3項・第1152条第2項・第3項・第1153条第2項・第3項・第1154条第2項・第3項・第1155条第2項・第3項・第1156条第2項・第3項・第1157条第2項・第3項・第1158条第2項・第3項・第1159条第2項・第3項・第1160条第2項・第3項・第1161条第2項・第3項・第1162条第2項・第3項・第1163条第2項・第3項・第1164条第2項・第3項・第1165条第2項・第3項・第1166条第2項・第3項・第1167条第2項・第3項・第1168条第2項・第3項・第1169条第2項・第3項・第1170条第2項・第3項・第1171条第2項・第3項・第1172条第2項・第3項・第1173条第2項・第3項・第1174条第2項・第3項・第1175条第2項・第3項・第1176条第2項・第3項・第1177条第2項・第3項・第1178条第2項・第3項・第1179条第2項・第3項・第1180条第2項・第3項・第1181条第2項・第3項・第1182条第2項・第3項・第1183条第2項・第3項・第1184条第2項・第3項・第1185条第2項・第3項・第1186条第2項・第3項・第1187条第2項・第3項・第1188条第2項・第3項・第1189条第2項・第3項・第1190条第2項・第3項・第1191条第2項・第3項・第1192条第2項・第3項・第1193条第2項・第3項・第1194条第2項・第3項・第1195条第2項・第3項・第1196条第2項・第3項・第1197条第2項・第3項・第1198条第2項・第3項・第1199条第2項・第3項・第1200条第2項・第3項・第1201条第2項・第3項・第1202条第2項・第3項・第1203条第2項・第3項・第1204条第2項・第3項・第1205条第2項・第3項・第1206条第2項・第3項・第1207条第2項・第3項・第1208条第2項・第3項・第1209条第2項・第3項・第1210条第2項・第3項・第1211条第2項・第3項・第1212条第2項・第3項・第1213条第2項・第3項・第1214条第2項・第3項・第1215条第2項・第3項・第1216条第2項・第3項・第1217条第2項・第3項・第1218条第2項・第3項・第1219条第2項・第3項・第1220条第2項・第3項・第1221条第2項・第3項・第1222条第2項・第3項・第1223条第2項・第3項・第1224条第2項・第3項・第1225条第2項・第3項・第1226条第2項・第3項・第1227条第2項・第3項・第1228条第2項・第3項・第1229条第2項・第3項・第1230条第2項・第3項・第1231条第2項・第3項・第1232条第2項・第3項・第1233条第2項・第3項・第1234条第2項・第3項・第1235条第2項・第3項・第1236条第2項・第3項・第1237条第2項・第3項・第1238条第2項・第3項・第1239条第2項・第3項・第1240条第2項・第3項・第1241条第2項・第3項・第1242条第2項・第3項・第1243条第2項・第3項・第1244条第2項・第3項・第1245条第2項・第3項・第1246条第2項・第3項・第1247条第2項・第3項・第1248条第2項・第3項・第1249条第2項・第3項・第1250条第2項・第3項・第1251条第2項・第3項・第1252条第2項・第3項・第1253条第2項・第3項・第1254条第2項・第3項・第1255条第2項・第3項・第1256条第2項・第3項・第1257条第2項・第3項・第1258条第2項・第3項・第1259条第2項・第3項・第1260条第2項・第3項・第1261条第2項・第3項・第1262条第2項・第3項・第1263条第2項・第3項・第1264条第2項・第3項・第1265条第2項・第3項・第1266条第2項・第3項・第1267条第2項・第3項・第1268条第2項・第3項・第1269条第2項・第3項・第1270条第2項・第3項・第1271条第2項・第3項・第1272条第2項

様式第１１の６（第１０条の７第３項関係）

様式第１１の６（第10条の７第３項関係）（平20.3.31省令６・追加、令２.3.31省令６０・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

届出者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

第二種動物取扱業変更届出書

（氏名・名称・住所・代表者の氏名／飼養施設の所在地）を変更したので、動物の愛護及び管理に関する法律第34条の３第３項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　第二種動物取扱業の届出をした年月日	年　月　日
２　第二種動物取扱業の種別	□販売し　□保管　□貸出し　□訓練　□展示 □その他（　　）
３　変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
４　変更年月日	年　月　日
５　変更理由	
６　添付書類	□登記事項証明書／□その他（　　）
７　備考	

備考
１　この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「７　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
２　この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、関係等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１１の７（第１０条の７第３項関係）

様式第11の７（第10条の７第３項関係）（平20.3.31省令６・追加、令２.3.31省令６０・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

届出者　氏　　名
住　　所　〒
電話番号

飼養施設廃止届出書

飼養施設を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第34条の３第３項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　飼養施設の所在地	
２　第二種動物取扱業の届出をした年月日	年　月　日
３　第二種動物取扱業の氏名又は名称	
４　廃止年月日	年　月　日
５　備考	

備考
１　この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「５　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
２　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１１の８（第１０条の８関係）

様式第11の８（第10条の８関係）（平20.3.31省令６・追加、令２.3.31省令６０・令３.3.31省令７・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

届出者　氏　　名
住　　所　〒
電話番号

廃業等届出書

（第二種動物取扱業者が死亡／法人が合併により消滅／法人が破産手続開始の決定により解散／法人が上記以外の理由により解散）したので、動物の愛護及び管理に関する法律第34条の３第１項において準用する同法第16条第１項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　飼養施設の所在地	
２　第二種動物取扱業の届出をした年月日	年　月　日
３　第二種動物取扱業の氏名又は名称	
４　廃業等年月日	年　月　日
５　備考	

備考
１　この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「５　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
２　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第十二（第十一条関係）

様式第十二（第十一条関係）（平20.3.31省令６・追加、令２.3.31省令６０・一部改正）

動物愛護管理センター

年　月　日

住　所
氏　名
生年月日

動物愛護管理センター所長　殿

動物愛護管理センターの職員が、動物愛護管理センターの業務に関して知り得た秘密を漏らしたときは、地方公務員法第34条第１項の規定により、１年以下の懲役又は３０万円以下の罰金に処せられることがあります。

職名	
所属	
住所	
生年月日	

備考
１　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　職名、所属、住所、生年月日の欄は、必要なものを記入すること。

様式第十二の二（第十二条の三関係）

様式第13（第13条第11号関係）（第13条第2号ア～第13条第9号ウ、第13条第10号ア～第13条第12号）

年　月　日

都道府県知事
市
長　殿

通知者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

特定動物保管区域外飼養・保管通知書

貴管轄区域内において一時的に特定動物の飼養又は保管をするので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第13条第11号の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1　許可内容	1)許可の年月日等		年　月　日から 年　月　日まで
	2)許可を受けた都道府県知事		
	3)許可を受けた都道府県知事の所在地		
	4)許可証番号		
2　理由	□　移動　□　展示での展示 □　その他（　　）		
3　飼養又は保管の期間	年　月　日　時から　年　月　日　時まで		
4　飼養又は保管の場所			
5　管理責任者	1)氏　名		
	2)住　所		3)電話番号
6　逸走防止措置			
7　備　考			

備考

1　この通知は、飼養又は保管に係る場所を管轄する都道府県知事（政令市にあっては市長。以下同じ。）に、飼養又は保管を開始する3日前（土曜、日曜、祝日及び年末年始の日数は算入しない。）までに行うこと。

2　「4　飼養又は保管の場所」欄には、飼養又は保管の所在地が都道府県知事の管轄する区域以外の飼養又は保管をする場所を記入すること。また、移動経路を示す地図等を添付すること。

3　「6　逸走防止措置」欄には、この通知に係る飼養又は保管における逸走防止のための措置の内容を具体的に記入すること。

4　この通知に係る事務処理の通知者と異なる場合は、「7　備考」欄に事務処理者の氏名及び電話番号を記入すること。

5　この通知書及び飼養舎の規模のいかんを問わず、図面等それを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第13（第13条第11号関係）

様式第14（第15条第1項関係）（特定構造物・金銭、特定構造物イ・特定構造物ロ・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

申請者　氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

特定動物飼養・保管許可申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。

記

1　特定動物の種類及び数	①種類		
	②数		
	③実際に飼養又は保管をしようとする数		
2　飼養又は保管の目的	□動物園等における展示　□試験研究、生物学的製剤・食品・肥料の製造　□生業の維持 □その他（　　）		
3　特定飼養施設の所在地			
4　特定飼養施設の構造及び規模	①構造		□おり型施設等　□繋留式施設等 □移動可施設　□水槽型施設等 □その他（　　）
	材　質		
	②規模		
5　飼養又は保管の方法	①特定飼養施設の点検方法	具体的な方法については、別に保守点検計画を添付すること。	
	②飼養又は保管が困難となった場合の処置方法		
	③悪臭等の発生防止措置		
6　その他	①現在の飼養又は保管の状況	ⓐ飼養又は保管をしている数	ⓑ動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条第2号に規定する措置内容
	②管理責任者	①管理責任者	□申請者本人　□申請者以外 （申請者以外の場合は②～③を記入）
		②氏名	
		③住所	④電話番号
7　役員の氏名及び住所			
8　添付書類等		□飼養又は保管の目的に関する説明資料／□特定飼養施設の構造及び規模を示す図面／□特定飼養施設の写真／□特定飼養施設のけたの高さ図／□申請者が動物の愛護及び管理に関する法律第7条第1項第3号イからホまでに該当しないことを誓約する書類／□都道府県及び市町村の発行したマイナンバーの提出番号に係る証明書／□図面の識別番号に係る証明書／□飼養施設の位置図の写真／□写真に特定動物を飼養又は保管している様子を記載した書類／□特定飼養施設の保守点検に係る計画 □その他（　　）	
9　飼養保管開始予定年月日	年　月　日		
10　既に受けている許可	①番号		②許可年月日　年　月　日
	③有効期間の末日	年　月　日	
11　備　考			

備　考

1　「1 ②数」欄には、飼養施設において飼養又は保管をする特定動物の最大数を記入すること。「1 ③実際に飼養又は保管をしようとする数」欄には、当面実際に飼養又は保管をしようとする特定動物の数を記入すること。

2　「4 ①現在の飼養又は保管の状況」欄は、申請に係る特定動物を申請時に現に飼養又は保管をしている場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。

3　「7　役員の氏名及び住所」欄には、申請者が法人の場合に記入すること。この欄に記入できない場合には、別紙に記載して添付すること。

4　申請に係る特定動物に入れ墨等により識別措置を実施する場合は、「8　添付書類等」欄において「その他」にチェックし、該当内に入れ墨等による識別措置を実施する旨を記入した上で、その実施方法について記入した書類を添付すること。

5　「10　既に受けている許可」欄には、飼養又は保管の許可を受けて特定動物を飼養又は保管している場合であって、当該許可の有効期間が同一特定飼養施設における同一特定動物に係る許可の申請をする場合に記入すること。

6　この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「11　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

7　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

様式第15（第15条第5項関係）（特定構造物②・特定構造物ロ・一部改正）

第　　号

特定動物飼養・保管許可証

氏　　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
住　　所

特定動物の飼養又は保管について、動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

都道府県知事
市　　長　　印

許可の年月日　　年　　月　　日
有効期間の末日　　年　　月　　日

1　特定動物の種類	
2　特定動物の数	
3　飼養又は保管の目的	
4　特定飼養施設の所在地	
5　管理責任者	
6　条　　件	

備　考　この許可証の用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

様式第１４（第１５条第１項関係）

様式第１５（第１５条第５項関係）

様式第16（第15条第7項関係）

様式第16（第15条第7項関係）（令2規則令3・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

申請者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

特定動物飼養・保管許可証再交付申請書

特定動物飼養・保管許可証の再交付を受けたいので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1　許可年月日	
2　許可番号	
3　特定動物の種類	
4　再交付を申請する理由	□許可証の亡失 □許可証の滅失 □動物の愛護及び管理に関する法律第36条第3項の届出による記載事項の変更 （届出日　年　月　日）
5　備考	

備考
1　「4　再交付を申請する理由」欄においては、該当する理由をチェックすること。
2　この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「5　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
3　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第17（第16条第1項関係）

様式第17（第16条第1項関係）（令2規則令3・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

特定動物飼養・保管廃止届出書

特定動物の飼養又は保管をやめたので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　許可内容	(1)許可年月日	年　月　日
	(2)許可番号	
	(3)特定動物の種類	
	(4)特定飼養施設の所在地	
2　廃止の理由	□譲渡し　□引渡し　□死亡　□殺処分 □その他（　　）	
3　備考		

備考
1　年の経過月の許可に係る許可証を有している場合は、廃止した特定動物飼養・保管に係る許可証を添付すること。
2　この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「3　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
3　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第18（第18条第1項関係）

様式第18（第18条第1項関係）（平25規則令4・令2規則令3・令元規則令5・一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

申請者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

特定動物飼養・保管変更許可申請書

（特定動物の名
飼養・保管の目的
特定飼養施設の所在地
特定飼養施設の構造及び規模
特定動物の飼養又は保管の方法
特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置）を変更したいので、動物の愛護及び管理に関する法律第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可の申請をします。

記

1　許可年月日		年　月　日
2　許可番号		
3　特定動物の種類		
4　変更内容	(1)変更前	
	(2)変更後	
5　添付書類等		□飼養・保管の目的に関する説明資料／□特定飼養施設の構造及び規模を示す図面／□特定飼養施設の写真／□特定飼養施設付近の見取図 □その他（　　）
6　備考		

備考
1　この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「6　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
2　この申請書及び添付書類等の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第１９（第１９条第２項関係）

様式第19（第19条第2項関係）（特定標識等を表示・掲出標識等のうち特定標識等のみ一部改正）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

特定動物飼養・保管許可変更届出書

（氏名・名称・住所・代表者氏名　　）
（住所の移転　　）
（特定動物の管理責任者　　）
特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置　　を変更したので、動物の愛護及び管理に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　許可年月日		年　月　日
2　許可番号		
3　変更内容	(1)変更前	
	(2)変更後	
4　変更年月日		年　月　日
5　変更理由		
6　備考		

備考

1　「3　変更内容」欄に記入できない場合は、別紙に記載して添付すること。

2　役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が法第15条第1項第3号のイ又はロに該当しないことを証明する書類を添付すること。

3　特定動物の管理責任者を変更する場合は、「3(2)変更後」欄に管理責任者の氏名、住所及び電話番号を併せて記入すること。

4　この届出に係る事務担当者の届出者と異なる場合には、「6　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

5　この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２０（第２０条第３号関係）

様式第20（第20条第3号関係）（令和3年改正）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所
電話番号

特定動物識別措置実施届出書

下記のとおり識別措置を実施しましたので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第35条第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　許可内容	(1)許可番号		
	(2)特定動物の種類		
	(3)飼養又は保管をする数		
2　飼養又は保管の開始等	(1)飼養又は保管を開始した日又は識別措置実施可能日	年　月　日	
	(2)飼養又は保管を開始した数		(3)変更により飼養又は保管をしている特定動物の数
3　識別措置の実施	(1)識別措置の対象	□特定動物　□特定動物施設　□その他（　　）	
	(2)識別措置の種類	□マイクロチップ　□脚環　□入れ墨、烙印等　□特定動物施設への標識の掲出　□その他（　　）	
	(3)特定動物に対して識別措置を実施しなかった理由及びその数		①理由　□特定動物が当初で定める月齢・大きさ等に達していないため □マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しないため □過去等をした場合にあっても所有者の確認が困難であるとして都道府県知事が認める事由であるため □特定動物が死亡又は保管又は保管である等合的な事情をもってして保管するとして都道府県知事が認める場合であるため □その他（　　）
			②数
			①種別　□猫　□犬　□ミンク　□その他
			(4)飼養又は保管をする特定動物に係る識別措置（以下「識別措置」という。）に関する事項を記入すること。 ②内容及び方法
			③識別番号
4　添付書類等	□マイクロチップの埋込みに関する獣医師又は行政機関の免許証の写し等 □マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有していないことを証明する獣医師の診断書 □マイクロチップの埋込みに関する学校教育法に規定する教育機関の書類 □標識の掲出状況がわかるように撮影した写真		
5　備考			

備考

1　「3　(4)飼養又は保管をする特定動物に係る識別措置」欄には、飼養又は保管をする特定動物の識別措置（脚環、外見上の特徴及びマイクロチップ又は其他措置の識別番号）を記入すること。特定動物の数が多い場合は別紙に記載し添付すること。

2　添付書類等

(1)　マイクロチップによる識別措置が実施されている場合は、獣医師が施行したマイクロチップの埋込みをした事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書又は獣医師並しくは行政機関が施行したマイクロチップの識別番号に係る証明書を添付すること。

(2)　前項並しくは前項等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物である場合は、その事実を証する獣医師の証明書を添付すること。

(3)　特定動物施設に標識を掲出することにより識別措置を実施した場合は、当該施設における標識の掲出状況がわかるように撮影した写真を添付すること。

3　この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第二十一（第二十一条関係）

様式第二十一（第二十一条関係）（令和4年改正・令和5年改正）

（記載事項変更）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

住　所
氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

変更届出書

届出者

住所
氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定動物飼養・保管許可変更届出書

（氏名・名称・住所・代表者氏名　　）
（住所の移転　　）
（特定動物の管理責任者　　）
特定動物の飼養又は保管が困難になった場合の措置　　を変更したので、動物の愛護及び管理に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1　許可年月日		年　月　日
2　許可番号		
3　変更内容	(1)変更前	
	(2)変更後	
4　変更年月日		年　月　日
5　変更理由		
6　備考		

備考

1　「3　変更内容」欄に記入できない場合は、別紙に記載して添付すること。

2　役員の氏名・住所に変更があった場合は、変更後の役員が法第15条第1項第3号のイ又はロに該当しないことを証明する書類を添付すること。

3　特定動物の管理責任者を変更する場合は、「3(2)変更後」欄に管理責任者の氏名、住所及び電話番号を併せて記入すること。

4　この届出に係る事務担当者の届出者と異なる場合には、「6　備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。

5　この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２２（第２１条の５第２項関係）

様式第22（第21条の5第2項関係）

年　月　日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の3第1項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	□犬　　□猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年　月　日
7 犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）
8 2から7までのほか犬又は猫の特徴となる一体事項	
9 マイクロチップの装着日	年　月　日
10 マイクロチップを装着した施設名及びその名称（獣医師にあっては獣医療設備を有する施設（獣医師法（昭和25年法律第186号）第19条の2第1項に規定する施設）の場合）	〒
11 マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備　考　この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２３（第２１条の７第１項関係）

様式第23（第21条の7第1項関係）

年　月　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 登録を受けようとする者の個人又は法人の別	□個人　　□法人
3 登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4 犬又は猫の所有者	□登録を受けようとする者と同じ 〒
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の別	□犬　　□猫
7 犬又は猫の品種	
8 犬又は猫の毛色	
9 犬又は猫の生年月日	年　月　日
10 犬又は猫の性別	□雄（オス）　　□雌（メス）
11 4から10までのほか犬又は猫の特徴となる一体事項	
12 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の接種年月日	年　月　日
13 狂犬病予防法施行規則第4条第1項に基づく犬の接種番号	
14 申請者を統括する者（登録を受けようとする者が申請者を統括する者と異なる場合）	11 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 12 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）〒 13 電話番号
15 動物取扱業者の別（登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	□第一種動物取扱業者　　□第二種動物取扱業者
16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	□販売； □保管； □貸出し； □訓練； □展示； □競りあっせん業； □譲受制限業；
17 第二種動物取扱業者の業種（登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	□譲渡し； □保管 □貸出し □訓練 □展示
18 猫の種犬又は種猫のマイクロチップの識別番号（登録を受けようとする者が犬猫等販売業者の場合）	マイクロチップの識別番号を記載できない場合の理由：
19 添付書類	□マイクロチップ装着証明書

備　考　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２４（第２１条の７第３項関係）

様式第 24（第 21 条の７第３項関係）

殿　　号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律　第 39 条の５第１項の登録
第 39 条の６第１項の変更登録

をする。よってこの証明書を交付する。

環境大臣（指定登録機関）
登録日：　　年　月　日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 確認証号	
3 犬又は猫の別	□犬　　□猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年　月　日
7 犬又は猫の性別	□雌（メス）　□雄（オス）

備　考　この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２５（第２１条の７第５項関係）

様式第 25（第 21 条の７第５項関係）

年　月　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の５第６項（同法第 39 条の６第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	

備　考　この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２６（第２１条の７第８項関係）

様式第 26（第 21 条の７第８項関係）

年　月　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

届出者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

登録事項変更届出書

（氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号
ホームページのURL
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の毛刈りしては毛色のほか特徴となる一つ本事項）
を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の５第８項（同法第 39 条の６第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号		
2 旧犬猫予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度		年度
3 旧犬猫予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号		
4 変更内容	（１）変更前	
	（２）変更後	

備　考　この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２７（第２１条の８関係）

様式第 27（第 21 条の８関係）

年　月　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

申請者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の６第１項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

1 変更登録を受けようとする者の個人又は法人の別	□個人　　□法人	
2 変更登録を受けようとする者の電子メールアドレス		
3 犬又は猫の所在地	□登録を受けようとする者と同じ 〒	
4 犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号		
5 犬又は猫の名		
6 犬又は猫の毛色		
7 犬及びその母の犬又は猫の物語となる一つ本事項		
8 旧犬猫予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度	年度	
9 旧犬猫予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号		
10 申請者を現行者（変更登録を受けようとする者が申請を現行する者と異なる場合）	１）氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
	２）住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	３）電話番号	

11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	□第一種動物取扱業者　□第二種動物取扱業者
12 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	□販売：
	□保管：
	□貸出し：
	□訓練：
	□展示：
	□譲り受ッたル者：
	□連続取扱業：
13 第二種動物取扱業者の業種（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	□訓練し
	□保管
	□貸出し
	□訓練
	□展示

備　考　この申請書の用紙の大きさは，日本産業規格A４とすること。

様式第２８（第２１条の１０第２項関係）

様式第28（第21条の10第2項関係）

年　　月　　日

環境大臣（指定登録機関）　殿

届出者　氏　　名
（法人にあっては，名称及び代表者の氏名）
住　　所　〒
電話番号

死亡等の届出書

（ 犬又は猫が死亡した / 第21条のｈの規定により，飼育個体のマイクロチップを取り外した ）ので，

動物の愛護及び管理に関する法律第39条のｈ第１項の規定に基づき，下記のとおり届け出ます。

記

1　犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2　届出事由の発生日	年　　月　　日
3　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録年度	年度
4　狂犬病予防法施行規則第４条第１項に基づく犬の登録番号	

備　考　この届出書の用紙の大きさは，日本産業規格A４とすること。